

厚 生 委 員 会

令和7年12月10日(水)

厚生委員会

日 時 令和7年12月10日(水) 午前10時00分開会—午後 2時25分閉会
場 所 役場3階 第二委員会室

出席委員 大里委員長、中原副委員長、竹原、奥野、谷地、坂原

欠席委員 なし

傍聴議員 出口、谷崎、瀧見

出席理事者 田代町長、中口副町長、上田副町長
古橋教育長、松井しあわせ創造部長
川端まちづくり戦略室長兼町長公室長
西総務部長兼会計管理者、内山財政改革部長
谷総務部理事兼財政改革部理事
辻里しあわせ創造部総括理事
川井しあわせ創造部理事兼保健センター所長
堀口しあわせ創造部副理事兼保険年金課長
堤住民課長、竹原生活環境課長、錦織地域福祉課長
橋野高齢福祉課長、中島子育て支援課長
藤井深日保育所長

案 件

1. 付託案件について
2. その他

(午前10時00分 開会)

大里委員長 おはようございます。

ただいまから厚生委員会を開会します。

本日の出席委員は6名です。

理事者については、関係者に出席いただいております。なお、中田理事より欠席届が提出されております。

定足数に達しておりますので、本委員会は成立しました。

これより厚生委員会を開きます。

なお、携帯電話はマナーモードにお願いします。

また、理事者から報告事項がありますので、委員会終了後、引き続き協議会を開催します。よろしくをお願いします。

案件1、補正予算について、12月4日の本会議において本委員会に付託を受けました議案7件の審査を行います。

それでは、これより議事に入ります。

なお、発言については、必ずマイクのスイッチを入れてから発言をお願いします。

また、理事者の発言は、所属部署と氏名を言ってからお願いします。

議案第50号、令和7年度岬町一般会計補正予算（第7次）について、本委員会に付託されました案件について議題とします。

本件について、担当課から説明を求めます。

錦織課長。

錦織地域福祉課長 それでは、令和7年度岬町一般会計補正予算（第7次）の件につきましてご説明いたします。

資料の1ページをご覧ください。

歳入につきまして、16国庫支出金、1国庫負担金、社会福祉費負担金といたしまして、2,035万3,000円の増額補正でございます。

内容といたしましては、歳出でご説明いたしますが、障害者自立支援給付費負担金で、障害福祉サービス費に充当するものです。補助率は2分の1です。

中島子育て支援課長 続きまして、児童福祉費負担金といたしまして、2,489万4,000円の増額補正を行うものです。

内容といたしましては、歳出でご説明いたしますが、児童手当国庫負担金として、児童措置費に881万8,000円を充当するものです。なお、補助率は9分の7です。

また、障害児入所給付費等国庫負担金として、障害児通所支援費に1,607万6,000円を充当するものです。なお、補助率は2分の1です。

大里委員長 川井理事。

川井しあわせ創造部理事 続きまして、2国庫補助金、保健衛生費補助金といたしまして、81万6,000円の増額補正でございます。

内容といたしましては、歳出にてご説明いたしますが、出産・子育て応援交付金として、出産・子育て応援交付金事業費の出産・子育て応援ギフト給付金に充当するものでございます。

補助率は、妊婦のための支援給付金分が10分の10、出産・子育て応援ギフト給付金分が3分の2です。

大里委員長 錦織課長。

錦織地域福祉課長 続きまして、17府支出金、1府負担金、社会福祉費負担金といたしまして、1,017万6,000円の増額補正でございます。

内容といたしましては、歳出でご説明いたしますが、障害者自立支援給付費負担金で、国庫負担金同様、障害福祉サービス費に充当するものです。補助率は4分の1です。

大里委員長 中島課長。

中島子育て支援課長 続きまして、児童福祉費負担金といたしまして、814万9,000円の増額補正を行うものです。

内容といたしましては、歳出でご説明いたしますが、児童手当府費負担金として、児童措置費に11万2,000円を充当するものです。なお、補助率は9分の1です。

また、障害児入所給付費等府費負担金として、障害児通所支援費に803万7,000円を充当するものです。なお、補助率は4分の1です。

大里委員長 川井理事。

川井しあわせ創造部理事 続きまして、2ページをご覧ください。

2府補助金、保健衛生費補助金といたしまして、1万6,000円の増額補正

でございます。

内容といたしましては、歳出にてご説明いたしますが、出産・子育て応援交付金として、出産・子育て応援交付金事業費、出産・子育て応援ギフト給付金に充当するものでございます。なお、補助率は6分の1です。

以上、当委員会付託分といたしまして、歳入合計6,440万4,000円の増額補正でございます。

大里委員長 続いて、歳出をお願いします。

錦織課長。

錦織地域福祉課長 続きまして、歳出につきまして、資料の3ページをご覧ください。

3民生費、1社会福祉費、障害福祉サービス費といたしまして、4,070万7,000円の増額補正でございます。

内容といたしましては、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、福祉・介護職員等処遇改善加算の見直しが図られたこと及びグループホームにおける利用者数が増加傾向であることに伴う増額で、内訳といたしまして、障害者共同生活援助給付費として2,030万4,000円、障害者就労継続支援B型給付費として2,040万3,000円をそれぞれ増額補正するものです。なお、財源といたしまして、歳入の障害者自立支援給付費国庫負担金及び障害者自立支援給付費府負担金をそれぞれ充当いたします。

次に、障害者福祉費といたしまして、3,860万6,000円の増額補正でございます。

内容といたしましては、障害福祉サービス及び障害者医療に係る前年度の給付実績額が見込額を大きく下回ったことに伴い、障害者自立支援給付費国庫負担金返還金として3,528万9,000円、障害者医療費国庫負担金返還金として331万7,000円をそれぞれ増額補正するものです。

大里委員長 橋野課長。

橋野高齢福祉課長 続きまして、2老人福祉費、介護保険特別会計繰出金費といたしまして、945万6,000円の増額補正でございます。

内容といたしましては、介護保険事務処理システムの令和7年度税制改正対応及び標準化対応に伴うシステム改修費の財源として、介護保険特別会計に繰り出しするものでございます。

大里委員長 堀口副理事。

堀口しあわせ創造部副理事 続きまして、4老人医療助成費、後期高齢者医療広域連合事業費といたしまして、189万円の増額補正でございます。

内容といたしましては、後期高齢者医療システムの標準化対応に伴うシステム改修費の財源として、後期高齢者医療特別会計へ繰り出しするものでございます。

大里委員長 中島課長。

中島子育て支援課長 続きまして、2児童福祉費障害児通所支援費といたしまして、3,405万2,000円の増額補正を行うものです。

内容といたしましては、受給者数の増加、児童発達支援及び放課後等デイサービスの利用量の増加に伴う審査支払手数料2万7,000円、障害児通所支援給付費3,131万円、障害児計画相談支援給付費84万3,000円の増額です。財源としましては、障害児入所給付費等負担金、国1,607万6,000円、府803万7,000円を充当します。

また、障害児入所給付費等国庫負担金返還金といたしまして、187万2,000円の増額です。

内容としましては、実績確定による返還金です。

続きまして、委員会資料の4ページをご覧ください。

未熟児養育医療費助成費といたしまして、14万7,000円の増額補正を行うものです。

内容としましては、実績確定による返還金です。

続きまして、子ども・子育て支援事業費といたしまして、199万6,000円の増額補正を行うものです。

内容といたしましては、実績確定による返還金として、子ども・子育て支援交付金国庫返還金65万4,000円、子育てのための施設等利用給付交付金国庫返還金24万2,000円、子育てのための施設等利用給付交付金府費返還金12万1,000円、子どものための教育・保育給付費国庫負担金返還金55万5,000円、子どものための教育・保育給付費負担金返還金42万4,000円です。

続きまして、3児童措置費といたしまして、1,374万1,000円の増額補正を行うものです。

内容としましては、児童数増加に伴う児童手当扶助費904万1,000円の増額です。財源といたしましては、児童手当負担金、国881万8,000円、府11万2,000円を充当します。

また、児童手当国庫負担金返還金といたしまして、470万円の増額です。

内容としましては、実績確定による返還金です。

続きまして、児童手当制度改正実施円滑化事業といたしまして、63万8,000円の増額補正を行うものです。

内容としましては、実績確定による返還金です。

大里委員長 川井理事。

川井しあわせ創造部理事 続きまして、4衛生費、1保健衛生費、出産・子育て応援交付金事業費といたしまして、112万8,000円の増額補正でございます。

内容としましては、出産・子育て応援ギフト給付金受給者の増加に伴う給付金として、85万円を増額するものです。財源といたしましては、歳入の出産・子育て応援交付金国庫補助金81万6,000円、府費補助金1万6,000円を充当します。

また、出産・子育て応援交付金事業国庫補助金の実績確定に伴う返還金として、27万8,000円を増額するものです。

続きまして、委員会資料の5ページをご覧ください。

母子保健事業費といたしまして、32万1,000円の増額補正でございます。

内容としましては、母子保健衛生費国庫補助金の実績確定に伴う返還金として、妊娠出産包括支援事業国庫補助金返還金を13万円、産婦健康診査事業国庫補助金返還金19万1,000円をそれぞれ増額するものです。

続きまして、2予防費、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費といたしまして、119万2,000円の増額補正でございます。

内容といたしましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業国庫補助金の実績確定に伴う返還金として、119万2,000円を増額するものです。

続きまして、予防接種経費といたしまして、49万円を増額補正でございます。

内容といたしましては、新型コロナウイルスワクチン接種助成事業の実績確定に伴う返還金として、49万円を増額するものです。

続きまして、7保健事業費といたしまして、148万9,000円

の増額補正でございます。

内容といたしましては、胃がん検診等の受診者増加に伴う保健事業個別胃検診委託料として、148万9,000円を増額補正するものです。

以上、当委員会付託分といたしまして、歳出合計1億4,585万3,000円の増額補正です。

大里委員長 堤課長。

堤住民課長 続きまして、繰越明許費についてご説明いたします。

自治体情報システム標準化事業といたしまして、611万6,000円を繰り越すものです。現在取り組んでおります自治体情報システム標準化事業につきましては、国の推奨する標準化への円滑な移行を目指し、計画的に作業を進めておりますが、全国的に移行作業が集中する状況にあり、事業の一部が年度内での完了が困難であることから、翌年度に繰り越すため繰越明許費に計上するものであります。

大里委員長 はい、ありがとうございます。

ただいまの説明に対し対しまして、質疑ございませんか。

奥野委員。

奥野委員 1点だけお聞きしたいと思います。

委員会資料3ページの障害者福祉費で今回高額な返還金が出ておりますが、その中でも、障害者自立支援給付費国庫負担金返還金3,528万9,000円、先ほどの説明では見込みが減少したというような説明をいただきましたが、何人ぐらい減ったのか。その減った理由も分かればお聞かせ願いたいと思います。

大里委員長 錦織課長。

錦織地域福祉課長 奥野委員のご質問にお答えいたします。

各給付費における年間の実績見込みを算出する際に、上半期における実績額に伸び率を乗じて算定し、変更申請をしましたが、実際は利用者数が年間で変わらなかったため、給付費が伸びず、年間実績において差額が大きく生じたものです。

大里委員長 今の何人分ぐらいか分かりますか。

錦織課長。

錦織地域福祉課長 奥野委員のご質問にお答えします。

人数に関しましては、令和6年度におきましては合計で3,161件というふ

うになっております。

大里委員長 3, 161件。

奥野委員。

奥野委員 桁違いの数字なんでちょっとびっくりしておりますが、そんなにたくさんの見込みがなかったということですかね。

大里委員長 ちょっと違うな、錦織課長、もう一度お願いします。

錦織地域福祉課長 もう一度説明いたします。現在、お伝えしました3, 161件というのは、令和6年度の実績でありまして、こちらの国庫負担金の分につきましては、重複してサービスを受けていることもあったりございますので、具体的な件数というところになりますと、延べということになります。当初見込んでいた上半期の伸び具合が、そのまま下半期も同じだけ伸びるということで推測を立て、見込みを立てましたが、実績では、その幅というのが縮まらなかったという状況で減ってます。

大里委員長 松井部長。

松井しあわせ創造部長 今担当の錦織のから3, 161件というお話しさせていただきました。実績の件数で延べ件数になります。この負担金の見込みで見込んでいたのが3, 457件で、その差が少し見込み過ぎたということでございます。

ただ、いろいろなサービスを受けてますので、それ全てのサービスを受けた方の延べ件数の比較になりますが、そういう内容の説明となります。

大里委員長 奥野委員。

奥野委員 3, 400何がしと3, 100何がしで、300何がしの見込みが少なかったということですね。はい、ありがとうございます。

大里委員長 続きまして、ほかに質問ございませんか。

坂原委員。

坂原委員 委員会資料3ページですね。3ページで老人福祉費、介護保険特別会計繰出金事務費とありました。システム改修ってことだったんですけど、このシステム改修というのは、業者にそのシステム改修をしてもらうという、業者に支払う事務費ということではないんでしょうかね。

大里委員長 橋野課長。

橋野高齢福祉課長 坂原委員のご質問にお答えします。

ご指摘のとおり、この費用につきましては、介護保険特別会計で支出しますシステム改修の委託料に充当するものでございます。

大里委員長 坂原委員。

坂原委員 このシステム改修で何か特段変わるんでしょうか。もうその改修した後は。

大里委員長 橋野課長。

橋野高齢福祉課長 坂原委員のご質問にお答えします。

今般のシステム改修の内容につきましては、後ほど介護保険特別会計の補正予算でもご説明させていただきますが、2つの内容がございます。1つは、令和7年度税制改正に伴うシステム改修でございます。

もう一つは、標準化システムに対する改修になっておりまして、いずれにしましても、まず令和7年度の税制改正については、介護保険法施行令の改正に伴うシステム改修になってございます。

また、標準化システムに伴う改修につきましては、円滑な事務処理を進めるために必要な改修となっております。

大里委員長 坂原委員。

坂原委員 税制改正の分と、それから標準化、平準化というんですか、どちらですか。標準化、標準化のためのシステム改修ということですね。その標準化についてですが、そのシステム改修することによって、職員としてのメリットって何かありますか。そのシステム改修の内容で、お願いします。

大里委員長 橋野課長。

橋野高齢福祉課長 介護保険事務処理システムに伴います標準化システムの内容になっておりますが、1つは、高額受領委任払いの対応というものがございます。2つ目としまして、介護保険料の納入通知書の山分け対応というものがございます。3つ目としまして、消し込み処理対応になっております。4つ目としまして、確定申告用のデータ抽出作業となっております。いずれにしましても、委員ご指摘のとおり、事務を円滑に進めるために必要な改修となっております。

大里委員長 坂原委員。

坂原委員 内容はよく分からなかりませんでした。要は、職員としての作業というか、業務内容というか、その効率が図れるという面でメリットがあると理解しているのでしょうか。

大里委員長 橋野課長。

橋野高齢福祉課長 大変失礼しました。坂原委員のご質問に改めてご説明いたします。

1つは、先ほど説明しました高額受領委任払いの対応につきましては、住民サービスの維持に関わるものでございます。その他のことにつきましては、ご指摘のとおり、職員の事務の円滑化に関わるものでありますとか、適切に事務を執行するために必要な改修となっております。

大里委員長 坂原委員。

坂原委員 この手のシステム改修は、最近特にね、毎年、毎回予算計上されていますが、これは、地元でこれを望んだからとか、望まないとかも関係なく、上から降りてくるものですよ。なので、原課の職員にとって、その業務の効率化が図れるっていう意味でのメリットがあるのであれば、いいと思いますが、そうでなくて、国の統治機能の強化のためだけにしているとしたらね、我々また違うところで、もっと違うとこに言っていけないといけないのかなと思うので、現場でどうなってるのかを確認したかったのです。

同じことで、その下の後期高齢者医療特別会計繰出金の事務費、これについても同じような内容でいいのでしょうか。確認をお願いします。

大里委員長 堀口副理事。

堀口しあわせ創造部副理事 委員ご質問のとおり、介護保険特別会計と同じように標準化対応に伴うもので、円滑な事務処理に必要な改修となっております。

大里委員長 坂原委員。

坂原委員 引き続き、別の質問させていただきます。

4ページですが、子ども・子育て支援事業費、ここで返還金がずっと並んでいます。これは見込みしてた分が少なくなったので返還するということだとの説明を受けましたが、これ何人分少なくなったのかとか、内訳はわかりますか。分かれば教えてください。

大里委員長 中島課長。

中島子育て支援課長 子ども・子育て支援事業費の令和6年度の国庫返還金についてですが、まず、子ども・子育て支援交付金の国庫返還金65万4,000円につきましては、子ども・子育て支援交付金というのが、学童保育であるとか子育て支援センター、あと一時預かり事業、ファミリーサポートセンター、たくさんの事業

を含めた交付金となっております、その中で65万4,000円のうちの占める割合で多いものが、学童保育の会計年度職員の報酬費が、当初見込額より実績が下がったというところで返還金が生じております。

2点目の子育てのための施設等利用給付交付金の返還金につきましては、今現在、町内の私立の幼稚園については新制度の幼稚園に移行していますが、まだ今の新制度に移行していない幼稚園に通う児童であるとか、認可外保育施設に通うお子さんに対しての無償化に対する補助金を出しているものですが、こちらのものが、新制度に移行しない幼稚園に利用される方が前年度1名もいらっしゃらなかったため、その分減額になり返還金が生じております。

その下段記載の子どものための教育・保育給付費返還金につきましては、こちらが民間の幼稚園・保育所を利用されている児童の利用に対する施設型給付費をお支払いしていますが、令和6年度当初予算見込み時点では82名の方が、町内の教円幼稚園あるいは海星幼稚園に利用、また、それから他市の民間の幼稚園・保育園に利用される方を82名分を見込んで、実績では69名、差が13人分発生しまして、その分の差額分を返還するものとなっております。

大里委員長 坂原委員。

坂原委員 子ども・子育て支援の予算が使い切れなかったので返還すると私は解釈したもので、これらは全て少子化が原因でそうなるのかと思いましたが、一概にそうともこれは言えないわけですかね。

大里委員長 中島課長。

中島子育て支援課長 少子化の影響はないことはないかと思っておりますが、子ども・子育て支援交付金の国庫返還金の学童保育の人件費の返還金につきましては、学童保育の退出時間が午後7時までさせていただいていますが、多くの児童が大体5時前後にたくさん帰られますので、淡輪学童保育室が3部屋、今運用していますが、規模を徐々に徐々に縮小しまして、最終7時時点では1部屋の利用にとどまっております。

ただ、予算書上は、誰が5時前後にたくさん帰られるかという把握が難しいためですね。最大値の7時までを3部屋プラス分、配置人数の予算を計上しておりますので、実績を打ったときにはですね、利用者数、児童が少ないので、その分職員が早く退勤しますので、その分の人件費が実績を打ったときに減ってるとい

うところで返還金が生じてございます。

大里委員長 坂原委員。

坂原委員 続いて、もう2点ほどお願いします。

同じ4ページの一番下、出産・子育て応援ギフト給付金ですね。これは、給付金がこれは足りなくなったと発言されましたかな、それで補正で上げると発言でしたかな。といいますのは、その子ども・子育て、さっきの保育所・幼稚園その間の費用は返還するけど、ここでは足りなくなったから増額するというような説明だったのかと思いますが、それで間違いないですかね。

大里委員長 川井理事。

川井しあわせ創造部理事 坂原委員のご質問にご説明いたします。

出産・子育て応援交付金事業のうちのこの出産・子育て応援交付金給付金の増額の要因でございますが、少子化の中、増加するのかという内容のご質問だったと思いますが、こちらですね、出産・子育て応援交付金事業につきましては、令和4年度から開始させていただいております、こちら交付金の対象者が若干変わったことによる増額になりますので、その部分のご説明をさせていただきます。

こちらのお産・子育て応援交付金事業につきましては、給付金を令和4年度から開始し、まず令和6年度までは、出産・子育て応援給付金といたしまして、妊娠した女性の方と、生まれてきた子どもの養育者の方に支給対象といたしまして各5万円ずつを、妊娠した女性の方は妊娠届出時、生まれてきた子どもの養育者には、出産後にお手続をさせていただいてお支払いをしておりました。

こちら令和7年度より、妊婦のための支援給付事業として法整備をされまして、支給対象者が、まず女性であることで、妊娠した女性と妊娠した胎児の数に応じて妊婦のための支援給付金を支給することとなりました。

この結果、流産、死産、人工妊娠中絶等であっても、胎児心拍数を確認するなど医師が妊娠していたことを説明すれば、胎児の数に応じた給付金を受け取れることとなります。令和7年度実績を見ますと、流産、死産、人工妊娠中絶等での申請件数が月に1件ほど上がってきており、これにつきましては、当初予算時に保健センターでは把握ができない数字でございますので、その増加分を見込んで今回増額補正をさせていただいております。

大里委員長 坂原委員。

坂原委員 はい、分かりました。出産人数が増えたわけではなくて、その制度が変わって手厚くなったので額が増えたということですね。はい、よく分かりました。

最後の質問で5ページなんですけど、7の保健事業費ですね。これは胃がん検診の、これは増額になっていますが、ここで増額というのは胃がん検診を受診する人が増えたということ、そういう理解でいいのか。増えたんやったら何件増えて、受診率が結構低かったのですが、それがどれだけ改善したのかなと、何%になったのかなと、そのことを分かればお聞きしたいのですが、お願いします。

大里委員長 川井理事。

川井しあわせ創造部理事 坂原委員のご質問にお答えいたします。

この保健事業費の保健事業個別検診委託料の増額要因でございますが、まず、胃がん検診のうち胃カメラの検診への受診者数が増加しております。増加している要因といたしましては、これまで町内において胃カメラの指定医療機関は与田病院様1件でしたが、今年度からの市川クリニック様でも胃カメラが始まりまして、医療機関が増えたことによる増加になっております。

例年であれば、胃カメラの受診者数、令和6年度につきましては59件ですが、既にこの令和7年度上半期で60件となっております、最終的には144件ほど、150件近くまで上がるのではないかと見込んでおります。ただし受診率につきましては、今の時点では算出できるものではございませんので、また実績が出たときに、またご報告できるかと思っております。

また、それ以外には、歯科検診、歯科医師会にお願いしてます医療機関で受けます歯科検診も、前年度より増加傾向にございまして、ここの部分でも委託料が必要になってきておりまして増額とさせていただいているところで。

大里委員長 坂原委員。

坂原委員 内容分かりました。今のお話の中で、胃がん検診の胃カメラというのが与田病院と市川クリニックでしたね。町内でその2件だけなんですかね、ほかにないんですかね。

大里委員長 川井理事。

川井しあわせ創造部理事 町内につきましては、与田病院様と市川クリニック様です。ただし各がん検診につきましては、胃がん検診につきましては、泉佐野から岬町までの3市3町で調整をしております、この3市3町内で合計21件の医療機関が

ございます。そのどちらであっても受けていただくことが可能としておりまして、住民の方には広く周知をしているところです。

また、胃カメラを保険診療として行ってらっしゃる先生はもちろんいらっしゃいますが、やはり検診として行うために時間もかかりますし設備等の面の指定もございますので、これまで胃カメラを開始するに当たって、町内の胃がん検診を受けていただいていた先生方にも行っていただけないかということとはご相談しましたが、現状、診療がやはり優先なのでということで、今は与田病院様と市川クリニック様の2件になっております。

大里委員長 よろしいですか。

他に質疑ございませんか。

谷地委員。

谷地委員 私のほうからも何点か質問させていただきます。

まず、3ページの障害福祉サービス費で障害者共同生活援助給付費、こちらは、先ほどのご説明でグループホームの利用者数が増加してのご説明あったかと思いますが、これ実際に見込みからどれぐらい増えてるかっていう点をまず回答をお願いします。

大里委員長 錦織課長。

錦織地域福祉課長 現在のところ、共同生活援助の部分に関しまして、令和7年度におきまして年間で456件を見込んでおります。令和6年度におきましては、上半期で共同生活援助に関しましては、令和6年度は、実績ベースで上半期で202件、下半期で212件、年間で414件でありましたが、令和7年度におきましては、それよりも若干増えることが見込まれます為、補正を要求するものです。

大里委員長 谷地委員。

谷地委員 大体40件ぐらい利用見込み、昨年の実績から考えたときに増えるというところですが、実際に利用したい方が、現在、利用できないという状況には陥っていないとの認識でよろしいですか。皆さん、利用したい方は全員利用できているという形でよろしいですかね。

大里委員長 錦織課長。

錦織地域福祉課長 全員利用ができていますかどうかのご質問につきましては、全員の方が利用できております。

大里委員長 谷地委員。

谷地委員 分かりました。ありがとうございます。

次の質問ですが、同じ3ページの障害児通所支援費、これ放課後デイの利用者に伴う費用だと思いますが、実際にいろいろな支援給付費が、今回増額計上されていますが、実際利用者の数が増えているのか、それとも件数が増えているのか、具体的に増額になっている要因をもう少し詳しく説明をお願いします。

大里委員長 中島課長。

中島子育て支援課長 障害児通所支援費の人数が増加しております、この事業年々増加傾向でございます。令和6年の昨年の予算要求時点、10月になります、その時点で64人の利用児童数があり、令和7年の11月時点で73名、今時点で9名、昨年度から増加している状況です。

大里委員長 谷地委員。

谷地委員 ありがとうございます。今、年々増加傾向なので、今後も多分増加していくのかと思うので、また来年度予算のときには、恐らく反映されてくると思うので、理解しました。

続いて4ページの児童措置費の児童手当扶助費、こちらについてですが、すみません。私も、今説明を聞いてて、少し間違っていました。申し訳ないですが、児童数が増加したというようなご説明があったと思いますが、たしか、児童手当に関わる費用となると、児童の転入者数が増えたということなんですか。この要因について、また少し詳しくご説明をお願いします。

大里委員長 中島課長。

中島子育て支援課長 児童手当制度につきましては、令和6年10月に大規模な拡充がございました。まず1点目が、第三子以降については児童手当費を3万円に増額、それから中学生年代までの児童手当だったのを高校生の18歳終了年度までと、それから子どものカウントの方法ですね。大学卒業年度の22歳までをカウントすることができることになりましたので、岬町における児童の転入が増えたというわけではなくて、児童数の総数は変わっていませんが、カウントの方法であるとかですね、第三子の児童手当額が増額を受けたことにより増加というところになっております。

大里委員長 谷地委員。

谷地委員 分かりました。制度改正があつて、それで実際に対象の枠が増えたつていうことですよ。その点について、忘れていました。ありがとうございます。

最後に5ページ、5ページの繰越明許費の部分ですが、この自治体情報システム標準化、標準化システムと言われる内容で、説明があつたとおり、全国的にすくい立て込んで、メーカーさんがなかなかつかまらないということで、各自治体でなかなか進んでないという状況は確かに認識して、岬町も例外ではなくて、今年度中に実施が難しいものが出てきたと思いますが、実際、メーカーさんの数がそんなに増えるわけでもないの、来年度以降もこの影響というのは続くのかなと思つていますが、今回、この対象となつている戸籍システムの標準化、これは、来年度以降いつ実施するとか、そういった内容もメーカーさんとは調整つてできていますか。

大里委員長 堤課長。

堤住民課長 こちらについて、ベンダーからは、令和8年度末までには完了予定と聞いております。

大里委員長 谷地委員。

谷地委員 令和8年度末ということは、結構、割ともう来年度のどっかでつていうぐらいの長いスパンで考えないといけない。それぐらいやはり、各メーカーさんは立て込んでる状況ということですよ、きっと。

そうなつた場合に、次の先ほどの坂原委員からもご質問がありましたが、今回介護の部分に関しても標準化という点について、今回、予算的には次のところにも関わつてきますが、ここで一応お聞きしたいのですが、今回、また補正予算上げられるのではないですか。そうなつたときに、この件については、今年度中に実施はできるという形によろしいんですかね。同じような標準化となつたときに、立て込んでるのであれば、今回補正予算上がったとしても、今年度中に対象実施できるのかなと心配だつたんですけれども。

大里委員長 橋野課長。

橋野高齢福祉課長 今年度中のシステム改修が終わるかどうかというお尋ねだつたかなと思つますが、介護保険の事務処理システムも含めまして、全庁的に令和7年3月末には標準化が稼働するというようなことで承知しております。その中には当然介護保険の事務処理システムも含まれておりますので、令和8年度中には完全に

移行すると、基幹システムと介護保険事務処理システムについては、そのように承知しております。

大里委員長 谷地委員。

谷地委員 そうなると、今予定しているもので、令和7年度中に終わらない見込みは、この戸籍の部分だけっていいんですかね。うなずいてらっしゃるので、大丈夫です。はい。ありがとうございます。

大里委員長 よろしいでしょうか。他に質疑ございませんでしょうか。

中原副委員長。

中原副委員長 委員会資料の3ページの障害福祉サービス費に関わってお尋ねします。

先ほど説明があった中で、福祉・介護職員の処遇改善の説明がありました。それで、それは必要なことなので、国のほうでも処遇の改善を図ってということ増額に至ったということは大変結構なことだと思いますが、その中身についてお聞かせをいただきたい。

処遇改善というのは、こういう障害福祉サービスの分野でもありますが、ほかのところでその処遇改善っていうのはね、これまでも行われてきて、その中身が本当に働いている人の実際の手取りが、本当に増えてるのかとかね。私自身はそういうことがちょっと気になるわけなんです。処遇改善とか言いながら、何か複雑な手続をやらせて加算を増やすとか、そんなみみっちいことの処遇改善みたいなことが多いもんでね。

今回、本当に実効性のある処遇改善なんかどうかと、その辺が気になってまして、お聞きするところなんです、この場でお聞きして、ややこしくないでしょうか。結構なんか処遇改善ってややこしいですよ。私もあんまりよく分かってない部分でもありますが、複雑怪奇なようなら、別の場所で個別に聞かせてもらうほうが分かりいいようなら、そのようにいたしますし、この場で簡潔にお答えいただく中身であればお聞きしたいと思います。お願いします。

大里委員長 錦織課長。

錦織地域福祉課長 確かにこの処遇改善というところで、制度のほうは結構複雑な部分がありますので、きちんとしたお答えができるように確認をしまして、改めてお答えができればと考えております。

大里委員長 中原副委員長。

中原副委員長 この場では、私もこの場でお聞きして、理解できるかどうか分かりませんので、また別の場で詳しくお聞きをしたいと思いますので。それでしたら、お伝えいただける準備が整ったら、また連絡いただければと思います。増額ですので、けしからんというようなものでは決してないのですが、先ほど申し上げたとおり、実際にそこで働いておられる方に、利益になるようにということを望むところであります。

続けてお尋ねしますが、同じ3ページの老人福祉費と老人医療助成費、この2つについてお尋ねしますが、この2つはですね、後に控えている議案にもありますので、内容についてはそこで詳しくお聞きしたいと思います。

ここでこの場でお聞きしたいのは、これ今言ってるのは、歳出のことなんですけどね。歳入にこの歳出に当たる入りが見当たらないと思います。先ほど来、説明の中で、標準化への対応やと、要は国が自治体システムの標準化をやれと旗を振って義務化されて、それに基づいて対応しなければならないという事務がここ数年たくさんあるわけですが、その一環というか、その影響かなと思ってるんですけど、そうであるならば、国からお金が出てきて当然かなと思うんですよ。だけど、何かこれについてはどうも国庫支出金というのが見当たらない。この辺の事情についてお聞きをしたいと思います。お願いいたします。

大里委員長 橋野課長。

橋野高齢福祉課長 中原副委員長のご質問にお答えします。

一般会計の歳出で計上しております部分につきましては、先ほど説明しました介護保険特別会計の繰出金となります。介護保険特別会計の歳出で計上しております事務処理システム改修委託料についてですが、その金額が1,281万2,000円です。

中原副委員長のご質問にありました国庫補助金等について、続けて説明したいと思います。

1,281万2,000円のうち、介護保険システム改修補助金としまして、国庫補助金としまして335万6,000円が歳入として見込まれています。したがって、一般会計から介護保険特別会計への繰出金は945万6,000円となっております。

すみません、続けてもう少し説明をさせていただきます。

補助金につきましては、先ほど谷地委員の質問にもお答えしましたとおり、介護保険の制度改正に伴うものでして、そちらの委託料が671万3,300円になっておりまして、その2分の1としまして、国庫補助金としまして335万6,000円が歳入として見込まれております。

介護保険特別会計のうち標準化につきましては、中原副委員長のご質問にございますとおり、補助はございませんので町からの支出になっているところでございます。

大里委員長 中原副委員長。

中原副委員長 最後におっしゃった標準化の分については、国からの補助金がないというか対象になってないという意味だと思いますが、後期高齢についても同じようなことかなというふうに理解したいと思います。うなずいておられるので結構です。何か国に付き合わされて、町の持ち出しが大きいなと思って、けしからんなと思っているところですよ。

続けてお尋ねをいたします。委員会資料4ページの衛生費に関わって私からも質問したいと思います。

先ほどの説明で、対象が変わったために増額が必要になるということで、それは結構かと思うのですが、先ほどの説明を聞いていて気になったのが、人工中絶の方も受け取る対象になると、妊娠されたということでということで、流産や死産に人工中絶も対象になるということで聞いていて、いずれにしても残念な悲しい出来事なのかなというふうに思って聞いていたんですけどもね。

望まない妊娠という問題がね、この間社会問題になってますよね。そういうことも、この岬町においても発生しているのかどうか。何か難しいなっていう顔されたけど、川井理事が、いや難しいと思うんですけどね。そういうことの可能性があるのかなってちらっと先ほどの答弁聞いてて思ったんですよ。もし、そういうことが、不安があるなっていうようなことがあったら、そういうことへの対応についても丁寧にやっていく必要があるのかなと思ひましてね。そういうことも分かたりするのかしらということが1つ。

それから、これは申請によるものですので、漏れなく受け取ることができているかなっていうことが、ちょっと気になって、その2点をお聞きしたいと思ひます。お願いします。

大里委員長 川井理事。

川井しあわせ創造部理事 中原副委員長のご質問にお答えいたします。

望まない妊娠についてというところでございますが、まず、私たちが妊婦さんとお会いするのは妊娠の届出時になります。そのときに妊婦アンケートというものをさせていただいております。この妊娠が望んだものなのか、予定外なのか、そういったこと等も含めて妊婦さんからお話をお伺いしております。ですので、やはり予定外である望まない妊娠であったということが面談等で分かった場合には、今後どのようにされるのかはお話をするんですが、ただ母子手帳を取りに来た時点で、産む決心をされている方が大半でございます。

大里委員長 もう一度お願いできますでしょうか。

川井しあわせ創造部理事 失礼しました。妊娠の届出時に、妊婦さんへアンケートを取らせていただいております。その中でやはり虐待防止等の観点から、この妊娠についてのお気持ちを聞いております。「大変望んでいたのもう嬉しい」「予定外だったので戸惑っている」もしくは「望んでいない」等の質問項目がございまして、その項目の中で「予定外であったけれどもう嬉しい」であるとか、あとは「困惑している」というようなご相談があれば「今後の妊娠の継続等についてはどのように考えていらっしゃるのか」と、あと「保健センターとしては出産に向けた支援をさせていただく」ということをお伝えしています。

また、人工妊娠中絶につきましては、やはりまず妊娠をしたかと思って思ったときに皆さん産婦人科に行かれますので、もちろん産婦人科の先生方も妊婦さんの聞き取り等ですね、というところはお願いをしているところです。

全ての方にちゃんと漏れなくお渡ししてるかどうかというところなんですが、妊婦のための支援給付金につきましては、一応近隣の産婦人科さんですね、また泉佐野から岬町までの産婦人科さんに対しましては、制度が変わり対象者が変わりましたので、妊娠、人工中絶、流産、死産のあった方につきましても、この妊婦のための支援給付金の対象になりますので、その方々用のチラシをお渡しいただきまして、また先生のところでの診断書をつけていただいて申請をしていただければ、給付金がお支払いなるということと合わせて、やはり妊婦のためのということになっておりますので、やっぱり妊娠された女性の方がその後残念ながらその妊娠が継続できなかった状況でも、心身のメンタル、心身のケアのためにその

給付金を使っていただけのようにご説明をしてくださいということをしています。

また申請につきましても、本来は妊婦のための支援給付金につきましては、妊娠の届出時等に面談をもって申請を受け付けてるんですが、やはり流産、死産、人工妊娠中絶等ですね、そういった方々につきましては、実施要項上必ずしも面談を行わなくても支給ができる。ご相談いただきましたら、申請書類等を送っていただきましたら支給を決定するという要綱にもしておりますので、その部分で対応しています。

また、やはり周産期におけるそういった死ですね、グリーフケアにつきましては、市町村にもその母子保健法上ですね、グリーフケアを行うということを位置づけられているんですが、やはり相談支援体制というものは非常に課題となっておりまして、岬町におきましても、ご相談があればお気持ちを聞いたり、あとはそういったNPO法人等でグリーフケアを行っている団体様を紹介したりということを行う対応はしていますが、実際にはもう産科でケアをされてることで終了されてる方がほとんどで、産科のほうでご紹介をしていただいても、保健センターまでご相談をしたいとおっしゃる方は、ほぼいらっしゃらないということを近隣の先生からお伺いしているところです。

大里委員長 中原副委員長。

中原副委員長 分かりました。今説明を聞いて、担当課としてもいろいろなケースを想定しながら必要な援助ですね。援助が必要な場合にはいろいろ手だてを尽くそうとされていることもよく分かりました。対象になる方が漏れなく受け取れるように引き続き努力をいただきたい。併せて必要なケアが行き届くようにと望むところであります。

委員会資料の5ページの繰越明許費について私からもお尋ねします。

自治体情報システム標準化事業の一部を翌年度に繰り越すということでありました。それで、わざわざ今日は住民課長さんが、明日も今日も出てこないといけないことになってお疲れさまでございます。一部ということではありますが、具体的な中身について、年度内にどんな事業を全部やろうと思っていただけ、この部分が全部できなかったの由来年度にという、その事業の中身についてお聞きしたいと思います。お願いします。

大里委員長 堤課長。

堤住民課長 こちらの本事業の標準化の分ですが、こちらには戸籍のシステムと、あと住所の移動を記録する戸籍附票システムというのがございまして、戸籍システムにおきましては、令和7年度中に完了し、令和8年度繰越分におきましては、戸籍附票システムの分ということになります。

中原副委員長 ありがとうございます。附票システム、住所の変更、要は引っ越しした場合の何か変更のシステムっていうことですか。

大里委員長 堤課長。

堤住民課長 戸籍の附票は、その戸籍ができてから、その方が住所異動された際に、ずっと記録を移していくものになります。例えば住民票でしたら、今現在の住民票で公証すると思いますが、戸籍の附票システム、戸籍の附票を請求いただくと、今までの住所の変化が分かります。

大里委員長 よろしいでしょうか。

中原副委員長 はい、結構です。

大里委員長 他に質疑ございませんでしょうか。

谷地委員。

谷地委員 すみません、追加でちょっと1個だけ確認させていただきたいのですが、この戸籍にある標準化システム、今年度間に合わないと、これ特定移行支援システムとしてもうデジタル庁とかに申請してるという状況になるんですかね。

大里委員長 堤課長。

堤住民課長 国には申請をいたしまして、承認いただいているところでございます。国の経過措置としましては、令和10年度まで可能なんですけど、本町におきましては、令和8年度で完了予定となっております。

大里委員長 谷地委員。

谷地委員 ということは、もう、きちんと、国で補助していただける状況になるということですね。

大里委員長 堤課長。

堤住民課長 12月中に変更申請を上げます。

大里委員長 他に質疑ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

大里委員長 なければ、これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

大里委員長 これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第50号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

大里委員長 全会一致であります。

よって、議案第50号は、本委員会において可決されました。

続きまして、議案第51号、令和7年度岬町介護保険特別会計補正予算(第2次)について議題とします。

本件について、担当課から説明を求めます。

橋野課長。

橋野高齢福祉課長 令和7年度岬町介護保険特別会計補正予算(第2次)についてご説明いたします。

委員会資料の6ページをご覧ください。

歳入についてご説明いたします。4国庫支出金、2国庫補助金、介護保険事業費補助金といたしまして、335万6,000円の増額補正でございます。

内容といたしましては、歳出にてご説明いたしますが、介護保険システム改修事業補助金として、歳出の事務処理システム改修委託料に充当するものでございます。補助率は2分の1です。

続きまして、10繰入金、1一般会計繰入金、事務費繰入金といたしまして、945万6,000円の増額補正でございます。

内容といたしましては、歳出にてご説明いたしますが、事務費繰入金として、歳出の事務処理システム改修委託料に充当するものでございます。

次に、歳出でございます。1総務費、1総務管理費、介護保険OA経費といたしまして、1,281万2,000円の増額補正でございます。

内容といたしましては、介護保険事務処理システムの令和7年度税制改正対応及び標準化対応に伴うシステム改修委託料として、1,281万2,000円を増額補正するものでございます。

以上、当委員会付託分といたしまして、歳入歳出とも1, 281万2, 000円の増額補正でございます。

大里委員長 はい、ありがとうございます。

ただいまの説明に対しまして質疑ございませんか。

坂原委員。

坂原委員 このシステム改修委託なんですけど、ちなみにこの委託先って決まってるんですかね。

大里委員長 橋野課長。

橋野高齢福祉課長 坂原委員のご質問にお答えします。

改修委託先につきましては決まっております、株式会社日立システムズでございます。

大里委員長 よろしいでしょうか。

他に質疑ございませんか。

すみません。途中ですけれども、堤課長、この後答弁、回答はございますでしょうか、議案について。なければ退席していただいても構いませんけれども、委員の皆さん、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

大里委員長 堤課長、ありがとうございました。

すみません、途切れまして。

中原副委員長、お願いします。

中原副委員長 介護保険の特別会計のシステム改修について、先ほどの一般会計のところ
で内容について少し質疑があつて、答弁もあつたところです。それで、先ほどの
答弁だけでは、内容がうまく把握できないと私も思いましたので、もう少し分か
りやすくというか、平たい言葉で説明をいただければなと思いますが、お願いで
きますか。

大里委員長 答弁いけますでしょうか。易しくお願いします。

橋野課長。

橋野高齢福祉課長 まず、システム改修の内容につきましては、先ほどの説明と重複する
部分については大変恐縮なんですけど、令和7年度の税制改正に伴うシステム改修、
こちらは介護保険法施行令の改正に伴うものでございまして、いわゆる法改正に

伴うものになっております。

もう一つが、標準化に伴うものになっておりまして、今般の介護保険特別会計で行うものは、いわゆる標準化のカスタマイズに係る部分でございまして、カスタマイズになっておりますので、先ほども答弁させていただきましたが、費用につきましては、補助金がないということで町の負担になっております。

カスタマイズの内容についても、先ほどの内容と少し重複して大変恐縮なんです。住民サービスに関わる部分としまして、介護保険の施設、特別養護老人ホーム等に入れている方の高額介護サービス費につきましては、大阪府の市町村の独自事業としまして、施設に直接高額介護サービス費で超えた分をお支払いをするというようなことで独自の制度を取っております。そちらが標準化のメニューには含まれていませんので、標準化後も引き続き、本町としましては住民サービスの維持に努めたいと思っておりますので、費用はかかりますが、標準化後も高額受容委任払いの対応をしてみたいと考えておりますので、必要なシステム改修として計上させていただいている次第でございます。

その他につきましては、先ほど坂原委員のご質問にもお答えしましたが、事務処理に関わる部分でございまして、もしも改修しなかった場合には多大なる担当職員の事務負担がかかることとか、あとは、そのコンビニエンスストアの払込みの消し込みがそもそもできないとか、運用に関わるそもそもの部分でありますとか、確定申告で正しい納税や課税についての正しい情報を反映させるためにデータの切り出しが必要となっておりますので、そういった事務を円滑に進める部分と、先ほど申し上げました住民サービスの維持に関わる部分との、どうしてもやむを得ず標準化のカスタムについてしなければならないと思っております。補正予算で計上している次第でございます。

ちょっと冗長な説明で大変恐縮ですが、説明は以上でございます。

大里委員長 中原副委員長。

中原副委員長 ご説明をいただきました。それで、今の説明でもね、なかなか、易しく言ってくれたんだと思いますが、なかなか分かりづらいんじゃないですかね。いいんです。ありがとうございます。

1つは、税制改定が行われるということで、これはその給与所得の控除が控除額が変わると、55万円から65万円になると、これへの対応っていうことだ

と思うんですね。それで所得が変わるということは、所得によって保険料が決まってきますでしょう、段階の中でね。なので、要は給与所得控除の控除額が増えるっていうことは、所得が減るということになるわけですね、その対象になった方はね。そうしたら、所得が減ったら保険料が減ることが出てくる可能性があるわけですね。これへの対応だと、対応とおっしゃいますが、介護保険法では3年間の保険料は一緒ですので、こういう税制上の改定があっても保険の段階区分が変わらないようにすると、そういうことですね。うんうんっておっしゃってるので、何かそのように説明してもらった方が、分かりやすいかと思ひながら聞きました。

それはもう、このことと言うとね、本来は3年に一度って決められてるから仕方ないのですが、やはり、所得に準じた保険料、毎年度毎年度実態に応じた保険料にしていくのが、やはり、妥当じゃないかなと私は思ってます。これはもう制度の中で決められていることなので、どうしようもありませんが、そういうことかなと。私は、本来は所得が減ったということになったら保険料も減らせるようにするんが当たり前ではないかなと。これは別に橋野さんに文句言ってるのと違いますけれどね。国はちょっとけったいやなど。おかしいなって、国のやろうとしてることはね、そんなふうに思ってるということを1つ申し上げておきたいなと思ひます。

それから、そのほかおっしゃったことね、事務処理が楽になるのかどうか問題なんですよ。これは、今回国がやってる自治体情報システムの標準化っていうのに岬町も合わせにいかなあかんと、それを導入せなあかんとということに伴って、今まで普通にできてた事務ができなくされると、そういうことですね。それちょっときちつと確認したいんでお答えください。

大里委員長 橋野課長。

橋野高齢福祉課長 ご質問いただいた標準化によって事務処理が影響があるかということですが、従前できていたことが標準化に伴ってできなくなることはございます。一例を申し上げますと、今般システム改修をさせていただきたいと考えている中で、介護保険料の納入通知の事務処理がございまして。

令和7年度の例で言いますと、本算定で確定賦課で約5,800件の通知を行っていたのですが、今まででしたら、例えば特別徴収でありますとか納付書があ

る方、あるいは年金特別徴収が8月、10月から開始する方ということで、それぞれのカテゴリに分けて通知書が出ていました、標準化になりますと、そのカテゴリがなくなって被保険者番号順に単純に抽出されると、それを職員の手でいわゆる山分け作業をしていくということで、多大なる事務が発生する。あるいは予期もしない事務処理ミスというのも考えられますので、そういったことで言いますと、標準化に伴って不都合が生じる部分もあるやには思います。その部分については、カスタマイズしてでも円滑な事務処理をしていく必要があるかと考えております。

大里委員長 中原副委員長。

中原副委員長 ありがとうございます。今聞いただけでも5,800件の被保険者に対して納入通知書を送る事務のときに、今までやったら天引きの人は天引きの人、そうじゃない人はそうじゃない人とかに分かれて、いろいろな通知書とか決定通知とかね、納付書とかね、そんなんが分かれて出てきていたのが、全部一遍に1番から順番に出てくると、また、そのたくさん出てきたやつを手作業で、何とかさんは天引きやからこっち、何とかさんは納入通知に基づいてお金払ってもらわなあかんからこっちとかに分けなあかんと、そういう事務が発生して、その中でミスが発生したらいかんので、お金をかけてでもこのシステム改修をやらなあかんということですね。

それはもう致し方ないことだと思いますが、これ標準化することによって今まで普通にできてた事務ができなくされる。それを前みたいにできるようにするために、岬町が単独でお金を払って前と同じようにできるようにする。私はとてもけったいやなと思います。

国はね、この自治体情報システムの標準化やってええことありますねんって言って、これまでずっと言ってきましたよね。事務処理楽になりますと、それも望ましいことだと思うんですよ、働き方改革とかも言われてるしね。なのに、全くそれに総合しないようなことが出てきてるだということを今回聞いて驚いてます。

もう一方で、お聞きするんですけど、国はね、システムの標準化を通じて、今言うた自治体の職員も事務量が減って楽になりますということとあわせて、利用者にとっても便利になります。こういうことをよく言ってきたんですよ。今回の言いますと、利用者にとって何か利便性が上がる、ようなることはありますか。

大里委員長 橋野課長。

橋野高齢福祉課長 利用者の利便性についてのお尋ねということになります。先ほど説明しましたとおり、従来、大阪府内市町村で独自で取り組んでいたサービスにつきましては、引き続き住民サービスの維持向上のために、具体的には介護サービス高額受領委任払いの制度を継続するためにシステム改修を行うつもりはありますけれども、ご質問にありますとおり、従前はできておったことが標準化によってできなくなる。それは、大阪府内の独自サービスだからということではあるんですが、そういった部分はあるのは事実だとは思っております。

大里委員長 中原副委員長。

中原副委員長 担当課としては答えにくいようなことをずばずば聞いてすみませんね。そうなんですよね。利用者にとってよくなることは別に今回一切ないんです。今回かけるお金というのは、今利用者が受けているサービスを維持するためだけのお金なんですよね。だけとは言いませんけどね。維持する、そのためのお金を岬町が出さなあかん。それも大本の原因としては、自治体情報システムの標準化やということなんですよね。本当に私こんなんけしからんなと思ってるんですよ。自治体に負担はかけですね、さらに職員の手間が省けるかいうたらそうでもない。利用者のサービスがよくなるんか言うたらそうでもない。何やこれっていうふうに私は今回改めて思ってるんですね。

それで、自治体としてはやむを得ないというか、これ利用者のことを考えたらやっていただきたいことではあるんですね。先ほど説明の中であったその償還払いなんか特にそうですよね。医療・介護のサービス、介護のサービスを受けておられて、一定額を超えたら、所得によって一定額上限決められてますけれども、それを超えたら本人は払わんでもええというサービスですからね。これが標準化によって受けられないってなったら、もう本当に大騒動やし、施設を出ていかなあかんとかいうような人だっけ出てくると思いますから、これをかけてもらわなあかんお金ではあるんですけれど、大本のその標準化で国が言うのとったことと全く違うことになってるということが、今回改めてよう分かったなと思うんですね。

それで、もう質問はしませんけれども、この作業やんのね、システムの回収を業者にやっていただくということで、その作業自体は専門家にやっていただくということなんでしょうけれど、それがほんまに正しく運用できるのかというよ

うなことも、やはり、担当課の方にしたら不安だと思いますわ。そういう意味では、職員が楽になるよりも不安にさせる。本当にきちんと、来年度4月から今までと同じように利用者の方に迷惑をかけないように、きちんとシステム改修される確認も要ってくるでしょでも、精神的にも負担かかりますしね、神経も使うと思いますわ。ですので、ほんまに今回の介護保険特別会計で行われようとしていることは、おかしさを感じるというふうに私は思うというふうに言っておきたいと思います。

大里委員長 他に質疑ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

大里委員長 これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

中原副委員長。

中原副委員長 反対させていただきます。

賛成するべきとも思いますが。中身からすると、先ほどの質問通じてお聞きしたように、住民サービスを維持するためには、この支出はやむを得ないと考えるところでもありますが、そもそもの国が押しつけてきたもの自治体情報システムの標準化による多大な迷惑を考えると、私はその岬町に対して反対の意思を感じるものではなくて、国に対する抗議やと思っていただきたいと思いますが、そんな反対の仕方もあるかなと自分では思ってますがね。そういう意味で、もともとのこういったシステム改修が必要にならざるを得ないところに追いやってきた国が、とんでもないなと思って反対という態度を取らせていただきたいと思います。

大里委員長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

大里委員長 これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第51号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

大里委員長 賛成多数であります。

よって、議案第51号は、本委員会において可決されました。

議案第52号、令和7年度岬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1次）についてを議題とします。

本件について、担当課から説明を求めます。

堀口副理事。

堀口しあわせ創造部副理事 令和7年度岬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1次）につきましてご説明いたします。

資料の7ページをご覧ください。

歳入につきましてご説明いたします。4.繰入金、1.一般会計繰入金事務費繰入金といたしまして、189万円の増額補正でございます。

内容といたしましては、歳出でご説明いたしますが、事務費繰入金として、歳出の一般管理費、後期高齢者医療システム改修委託料に充当するものです。

次に、歳出でございます。1総務費、1総務管理費、一般管理費といたしまして189万円の増額補正でございます。

内容といたしましては、後期高齢者医療システムの標準化対応に伴うシステム改修委託料として189万円を増額するものです。

以上、当委員会付託分として、歳入歳出それぞれ189万円の増額補正でございます。

大里委員長 はい、ありがとうございます。

ただいまの説明に対しまして、質疑ございませんか。

坂原委員。

坂原委員 これも先ほどと同じで、システム改修の委託先が決まったら教えてください。

大里委員長 堀口副理事。

堀口しあわせ創造部副理事 委託先については決まっております。株式会社日立システムズになります。

大里委員長 坂原委員。

坂原委員 そのメーカーというのは、もともとそのシステムのそのメーカーになるんですかね。

大里委員長 堀口副理事。

堀口しあわせ創造部副理事 今導入しているシステムのメーカーになります。

大里委員長 坂原委員。

坂原委員 今導入しているシステムのメーカーやから、もうそのメーカーに発注すると、委託すると、それはもうそれで決まりなんかな。もう決まってんのかな。そのメーカーの改修する場合は、もうそのメーカーに言うと、そうせなややこしいなるんかな。その辺どうでしょうか。

大里委員長 堀口副理事。

堀口しあわせ創造部副理事 当然、今導入しているシステム業者によるシステムの改修になるのが一番いいのではないかと思います。

大里委員長 西部長。

西総務部長 システムのことなので、私から少し補足させていただきます。先ほど来、中原委員から厳しく標準化の問題を指摘いただいています。確かに標準化の問題もいろいろあるということは、我々も認識しているところです。

一方、今のシステムでいきますと、今導入した業者でないとシステム改修等の対応ができないという問題もあります。今現在の住民情報システムを使ってるのは、日立システムズですが、住民情報システムの改修等の対応を行うとなると、日立システムズに限定されるのが現状です。ただ、標準化することができれば、同じソースコードとなりますので、他業者も入ってきて競争の原理が働くというところもございますので、標準化ができれば、また違う発注の仕方も考えられるかと考えております。

大里委員長 坂原委員。

坂原委員 そうなんですね。私達が心配するのはそこなんですよ。今、現に使ってるメーカーやから、まあ例えて言えば、その言いなりになりますもんね。値段にしてもね。そうなれば、その辺どうなのかなと心配だったんですが、標準化されたらほかのメーカーにも発注できるということなんですね。しかし、その標準化っていうのは、いつ頃完成するのかなと思うんですけどね。今回で全部完成するんですか。

大里委員長 西部長。

西総務部長 国の標準化につきましては、今年度末が基本になっています。ただ、戸籍については、先ほどもご説明いたしましたように、1年ほど遅れてくるということになります。

システムの標準化でいろいろ問題がありますが、システム標準化は、全国統一の同じパッケージにするものです。岬町は日立システムズのシステムを取り入れていますが、そこをカスタマイズしていろいろと手を加えています。その手を加えている部分が、今回、国の標準化から外れるということで、町独自の予算でやりなさいよということで、国から補助金を頂いてないところになります。

このカスタマイズの問題についてはいろいろございまして、1つは経費が非常にかかってくるという問題と、カスタマイズすることによって、いわゆるガラパゴス化と言いますか、もう、そのシステムが固定されて、ほかのシステムを入れることができないという問題があって、流動性なり競争性というのが発揮できないというところに問題が出てくるということです。標準化によって、競争性も高められるという利点があるのは事実です。

ただ、標準化の内容が最低限の内容で統一されているので、今までやってた部分が結局入り込んでないという問題は確かに起こっておりますし、国が推奨しているやり方で経費を抑えるというところなんですけれども、今のところ逆に経費が上がってきているという問題もございまして。その辺りは、自治体のほうからも費用の面も含めて国に対して強く要望させていただいているところでございまして。

大里委員長 坂原委員。

坂原委員 国からのシステムの標準化ってということでね、言及あったので、また詳しくお聞きしたいのですが。国からその標準化って言うてるのは、もう日本の全体に全部その日立システムズでやるってことなんですか。

大里委員長 西部長。

西総務部長 標準化については、国が仕様を定めまして、その仕様に合わせてどの業者でも取組ができるという共通のシステムにしますので、日立のシステムに合わせるというのではなくて、全国のものを参考にして一番基準的なものを国がつくっているということになります。

ですので、例えばこれがまた違う業者に、今でしたら岬町は日立のシステムを使っていますが、これを次に変えようと思うと、恐らく日立しか乗り換えられない、更新できないという状態になりますが、日立以外の業者でも競争に入ってくる状況になるということになります。

大里委員長 他に質疑ございませんか。

中原副委員長。

中原副委員長 後期高齢者医療特別会計補正予算においても、その標準化によって不都合が出てくる。今までやっていた事務ができないから、自治体独自のその「カスタマイズ化」という言葉なんですね、をしなければならぬということをお聞きしました。

それで、具体的には、今まで実施していた事務をこれからもできるようにするため、その後期高齢者医療における今回対応したいと考えている事務というのは、どんな事務のことなのでしょう、お聞かせください。

大里委員長 堀口副理事。

堀口しあわせ創造部副理事 今回、システム改修の中身につきましては、先ほど来説明させていただいている標準化対応に伴うものでありまして、岬町の後期高齢者医療システムから大阪府の後期高齢者医療広域連合システムにデータ連携をする上で必須のシステム改修となります。

改修内容につきましては2つございます。

まず1つ目につきましては、岬町の後期高齢者医療システムと大阪府の広域連合システムとの連携ファイルの期別番号変換処理ができるようにするものであります。この処理をしなければ、岬町の後期高齢者医療システムと大阪府の広域連合システム管理において、同じ人の同じデータであると判別することができなくなります。これを同一のデータであると判別させるようにして、岬町の後期高齢者医療システムから大阪府の広域連合システムのデータを正しく連携させるために改修を行うものとなります。

2つ目につきましては、後期高齢者医療における保険料の決定通知書、これの出力順を納付書の出力順と一致させるために振り分けの対応を行うものでございます。毎年、後期高齢者医療被保険者のいる全世帯にその年度の保険料決定通知書と、納付書がある場合は納付書を合わせて郵送しております。現在、特別徴収、普通徴収の口座、普通徴収の納付書と3つのパターンでシステムで振り分けて、振り分けを行って決定通知書を出力しております。これが標準化対応することで、この振り分けができず、順番がばらばらの状態で出力されることとなります。こうなると職員による目視での振り分け作業を行うこととなり、かなりの時間と労力を要することとなります。また、職員の手作業による振り分けは、ヒューマン

エラーが起り得る可能性も否定できません。

よって、標準準拠システムに移行しつつ、必要最小限のカスタマイズを行い、迅速かつ正確なシステム処理により業務の効率化を図るものです。

大里委員長 中原副委員長。

中原副委員長 ありがとうございます。2つ説明をいただきました。

それで1つ目なんですが、岬町のデータを大阪府の後期高齢者の広域連合のほうに送るといふか、そのときに、今回岬町でシステム改修をしなければ人物が分かってもえなくなるというような説明がありました。岬町は標準化しているわけですね。大阪府のほうの標準化はどうなんですか。何か同じ、全国同じようにあっちこっちどこもかしこも国が言う標準化というのを指示されてるわけなんですけれど、何か同じように標準化してるのに、何故、あちらに受け取ってもらえなくなるのか、標準化の意味は、どこにあるのかなと疑問を感じたりするんですが、その点はいかがでしょうか。

大里委員長 堀口副理事。

堀口しあわせ創造部副理事 自治体の標準化に伴い岬町の後期高齢者医療システムでは、データの保持内容や連携データの変更が発生しますが、一方の大阪府の後期高齢者医療広域連合システムにつきましては、今回その標準化の対象外のシステムになると聞き及んでおります。

大里委員長 中原副委員長。

中原副委員長 大阪府が標準化の対象外、要は、大阪府は今まで使ってたシステムをずっと使っていく。岬町は標準化するから不具合が出てくると。なんかそういうちょっと意外なことですね。何か答弁者の席で何か。

大里委員長 西部長。

西総務部長 ただいま堀口が説明したのは、広域組合のほうになりますので、大阪府のほうは標準化になります。ただ、今言った広域事務組合のほうが対象になってないという説明になります。

大里委員長 中原副委員長。

中原副委員長 西部長がおっしゃるのは、大阪府のことをおっしゃってのですね。私はそれは混同しておりません。大丈夫です。この後期高齢者医療の事務を行う組合のことを言っておられると、改めて確認していただきましたが、それは理解はして

おりますので大丈夫です。

ただ、私が不思議に思ったのはね、岬町の後期高齢者医療がやってる事務より、大阪府の後期高齢者医療をやってる事務のほうが、図体としては当然でかいわけですね。そういうでかいところが標準化しなくていいのに、何故、岬町がなんかもうお金、またこれも一切のお金もらわれへんわけですね。国が標準化するってことで発生した不具合があって、それを元に戻すというときにお金出さなあかん、岬町がと。そういうおかしさをここでも非常に感じてるっていうことをちょっと言いたかったんですね。

それで、2点目説明をいただきました。決定通知書とか納付書が送り先がばらばらに出てくると、それはさっきの介護保険で聞いたことと同じ現象が起こるのかなと、このままにしてたら。このままにしてたらっていうか、標準化することによって、ややこしい出てきかたになるっていうね。何が、どこが、便利になるのかさっぱり分からないのですが、それを解消しなければならないために岬町がお金出さなあかんっていうね。この点についても非常におかしさを改めて感じたところです。いろいろ具体的にご説明いただきましてありがとうございます。

大里委員長 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

大里委員長 なければ、これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

中原副委員長。

中原副委員長 賛成ではないので、先にしゃべらせてもらいます。

先ほどの議案ですね、介護保険の特別会計の議案と同じ趣旨でして、岬町で事務に関わっておられる担当課に対する反対というような考えは毛頭ございませんで、国が行う自治体情報システムの標準化とやらに付き合わされて、そのおかげで、必要なお金とシステム改修が必要になって、そういうことをやるのだけれども、それによって事務が効率的になるわけでも、被保険者にメリットがあるわけでも何でもないということが改めてよく分かりましたので、こういう制度そのものがやめるべきだという気持ちを込めて、反対という立場を取らせていただきます。

大里委員長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

大里委員長 これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第52号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

大里委員長 賛成多数であります。

よって、議案第52号は、本委員会において可決されました。

続きまして、議案第57号、岬町立淡輪老人福祉センターの指定管理の指定についてを議題とします。なお本会議において、中原副委員長から資料請求がありました。協議会議事録及び協議会関係資料については、事前にLINE WORKSにて送付しております。ご参考ください。

本件については、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

大里委員長 それでは、この件について質疑ございませんか。

坂原委員。

坂原委員 これについては、毎回この淡輪長生会で指定管理してもらってると承知してるのですが、その金額についてですね、なかなか厳しいものがあると当事者のほうからも聞くのですが、今回指定管理者に指定するというので、その金額についてのまた相談といいますかね、ちょっと先方の話も聞いて、ちょっと上積みするとか、その辺の話はどうなってるんでしょうかね。何か分かれば教えてください。

大里委員長 橋野課長。

橋野高齢福祉課長 坂原委員のご質問にお答えします。

まず、指定管理委託料につきましては、現在のところ158万3,000円で委託のほうを行っているところでございます。最近の状況ですが、当初から安定した収入でございました葬儀に係る使用料というのが、近年著しく減っているところでございます。

ご参考までに、実績としまして当センターで行われました葬儀回数につきましては、令和3年度0件、令和4年度0件、令和5年度1件、令和6年度1件、令和7年度9月末現在で0件となっているところでございます。

このことから、今後も葬儀使用料としての収入が見込めない状況であること、また、及び経費の上昇等を加味して指定管理委託料の見直しを現在考えているところでございまして、委員ご指摘のとおり、当事者であります淡輪長生会との間で協議を行ってまいりました。

大里委員長 坂原委員。

坂原委員 そのとおり、ぜひよろしくをお願いします。

大里委員長 他に質疑ございませんか。

谷地委員。

谷地委員 指定管理料、この件は本当に前回の指定管理の際の委員会の審査のときにもね、別の委員さんから質問あったりとかで、毎年いろいろな指定管理でいろいろ話が出るところで、そこへ行って長生会さんと話をして見直しをされてるっていう点、これは非常にいいことだと思います。ぜひ、行って欲しいと思います。

私が少し聞きたいのが、利用者数自体は、今回資料を見させていただいたら年々増えている状況だと思うんですね。これは、コロナ禍が明けたことによって利用者数が増えているっていう状況なのか。または、長生会さんがいろいろ工夫されて、それで新たな利用者さんが増えているっていうことなのか、コロナ禍前の利用者数のデータっていうのがなかったもので、そこでコロナ禍前の利用者数まで回復はしているのか等。その利用者数の状況が、今どうなっているのかについて教えてください。

大里委員長 橋野課長。

橋野高齢福祉課長 まず、コロナ禍につきましては、センターを休館していた時期もございましたので、やはり、コロナの影響を受けているところでございます。前後の比較ということですが、前後で、コロナ前、コロナ後で大きくは変化していないという点が傾向ですが、令和7年度からは、当センターは、介護予防拠点として位置づけることもございますので、住民主体の活動の拠点をこちらに移したこともございますので、1グループなんですけど、今後は例年と比べて特に今年度から利用者数は増える見込みになっております。

また引き続き、長生会の活動の拠点、あるいはその介護予防拠点として活用してまいりたいと思っておりますので、当町としましても、淡輪長生会と利用者が増えるように努力してまいりたいと思っております。

大里委員長 よろしいでしょうか。

他に質疑ございませんか。

竹原委員。

竹原委員 私から質疑が1点と要望1点あります。

この福祉センターに隣接してですね、保育所側のところに駐車場があると思うんですけど、これは管理は付随したものの、その駐車場の中にもちょっと建物、プレハブの建物があって、これも付随したものなのかどうかというのをお聞きしたいと思います。

大里委員長 橋野課長。

橋野高齢福祉課長 委員おっしゃっているプレハブ部分というのは、いわゆる介護予防拠点としてセンターを設立した後に新たに建てたものでございまして、今現在、一体的に淡輪長生会のほうで管理のほうをお願いしているところでございます。

大里委員長 竹原委員。

竹原委員 ということは、ちょっとした会議とかで使いたい旨があったら、長生会というかこのセンターに申し込んで利用、使い方によって無料なときと有料なときとありますが、そこはそこへ申し込めばよいということでしょうか。

大里委員長 橋野課長。

橋野高齢福祉課長 ご質問ございましたいわゆるプレハブ部分の介護予防拠点につきましても、申込みについては、淡輪長生会の指定管理者のほうに行っていただくということで結構でございます。

大里委員長 竹原委員。

竹原委員 ありがとうございます。

それとですね、もう一点ですが、実はこの淡輪老人福祉センター、歴史がある建物だと思いますがね。私自身ももっと利活用と申しますか、使いやすい施設になって、ゆくゆくは、新たな建物に建て替わってほしいとは思いますが、利用者がなかったらね、そういう検討もできない中で、1つ提案というか「老人福祉センター」っていう名前がですね、いかにも老人チックでですね、実は、何故、そ

う言うのか理由は、近隣の熊取町において、老人福祉センターが一部改修を機に名前を変えたと、「生き生きセンター」と変えて、老人っていうイメージが少し変わって、周囲を気にしなくても入れるような、そういう施設になったんだとお聞きしました。

当町によっては、「淡輪老人福祉センター」っていうのは条例で定めている関係上、なかなか名称変更というのは難しいとは思いますが。もっと、利用促進するために通称なりを少し考えていただくなどしていただいてです、誰もが、老人だけではなくて、誰もが使いやすいという施設に変えていっていただければと思います。

例で言いますとね、岬町でも老人憩いの家がございますが、皆さん、こんな名前聞いたことありますでしょうか。「峯地蔵老人憩いの家」聞いたことないですか。これね、条例上はまだ指定されてまして、どこの施設のことかと言いますと「みんなのたまり場」のことなんですよ。「みんなのたまり場」のほうが有名になってしまって、「峯地蔵老人憩いの家」って何やねんみたいなところがあります。通称ね、「たまり場」といえば、ああそこだっていうのが、私の自宅の近くですが。もっと、みなさんに分かるように。老人福祉センターっていうのではなくて。何か、ぱっと生き生きセンターなのか何々センターなのか、そういった指定管理の先の長生会さんとも、少しお話ししていただいて、どうでしょうかと相談を投げかけていただけたら、いいのではないかと思います。

要望です。

大里委員長 回答はできますでしょうか。橋野課長。

竹原委員 町長でもいいですよ。

大里委員長 田代町長、答弁いただけますでしょうか。

田代町長。

田代町長 竹原委員がおっしゃるとおり、時代の流れというのか。そういう中でいろいろな名称の変更ということは、時代に合わせて必要かと思ってます。

ただ、これについては、当初、私のあくまでも記憶ですけども、当時、関西電力を誘致するに当たってのいろいろな地元対策等があって、各多奈川、深日、孝子もそうだろうし、各老人施設を設置した経過があるように私は記憶しております。間違ったら訂正していただきます。

そんな中で淡輪の場合は、集会場ここには必要ないから、老人福祉センターとして建ててほしいという意向だったかな。例えば1つの例といいますと、深日、多奈川については、地域ごとにそうした福祉センターなるものが設置された経過があって、今は平野地区だけがその「老人」をなくして、他の名称になってるかなってというような記憶ありますが。

いろいろ「みさき園」にしてもいろいろな名称が違うと思います。それを統一するのであれば、そういった関係者、団体とお話しをさせていただいて、名称変更して、今までは今の長生会が、以前はそうでなくて、もう過去のことはあまり言いたくはないですが、長生きをする会という形に変えていこうと言って、そういう長生会から当時の老人クラブで、老人クラブから声が上がって長生会に岬町は一本化したといういきさつもありますので、そういった団体との協議も進めてみたいとは思っていますので、今ここで限定して、その名称を変えるとは言い難いところがありますので、一応検討という形にさせていただきたいと思います。

大里委員長 はい、ありがとうございます。

お諮りします。間もなく12時になりますが、この案件、議案第57号までをお昼までにしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

大里委員長 では、続けさせていただきます。

他に質疑ございますか。

中原副委員長。

中原副委員長 この議案の委員会審査に当たって、先ほど委員長からお話あったとおり、資料を提出してくださいと本会議場で求めさせていただいて、議会内のLINE WORKSというツールを使って資料を提供いただきました。それを拝見した上で質問をさせていただきますが、先ほど来、質疑に上がっております委託料の問題ですね。これについて1つお聞きしたいと思います。

介護保険運営協議会の会議録の中で、この指定管理者を公募によらないということで、どこかにこの団体を指定管理者として指定してもよろしいでしょうかというようなときに、どちらかに意見を聞かないとあかんとね、学識経験者のいるグループに意見聞かなあかんということになってますので、その意見を聞く先を介護保険運営協議会にしていると、岬町の場合はということで意見を聞いたとい

うところなんですね。

それで会議録を拝見しました。その中でですね、会計状況について心配なさっている委員さんからの質問がありました。収支状況は安定してるのでしょうかということで質問がありました。それに対して事務局からの答えで「やりくりしてるんだけど」ということで「他会計からの繰入れもあると把握している」という回答なんですね。

前からなかなか収支については大変だと先ほど説明のあったとおり、以前はこのセンターを活用して葬儀が行われていて、やはり、葬儀による収入というのは大きかったと、それがなくなっていったというようなことも聞いていましたが、近年、水光熱費等も上がってますし。大変だろうということは考えてましたし、議会内でも他の議員からもそういった言及はこれまでも繰り返しあったところで

す。

それで、今回会議録を見てね、その「他会計からの繰入れもある」という言葉を見て、私はこれは本当に大変な事態だなと深刻に受け止めました。

お聞きするのは、この他会計からの繰入れ、この他会計というのは何なのかを一つ聞きたいことと、差し障りなければ、いかほど繰入れをされているのか、その実態についても、もしこの場でお答えいただけるようならお願いしたいと思います。

大里委員長 橋野課長。

橋野高齢福祉課長 ご指摘がございましたことにつきまして、まず、淡輪長生会が指定管理者として指定管理されておりますが、淡輪長生会は任意団体として単独の会計を持っております。この会議録でございます他会計というのは、先ほど申し上げました任意団体としてございます淡輪長生会で持っている会計からということでご理解いただきたいと思えます。

続いて、実際の収支についてということですが、現在の指定管理は令和3年度から令和7年度ですが、各年度で収支報告いただいております、その報告によりますと、年度によって収入よりも支出が多い年度がありますのが事実です。具体的には、令和3年度、令和5年度、令和6年度は、いずれも収入よりも支出が上回っている状況でございます。

そういった状況も踏まえ、先ほど委員からご指摘がございましたとおり、収入

としての葬儀使用料が見込めない状況でありますとか、経費の上昇等を加味しまして、次年度からの新たな指定管理期間につきましては、指定管理料の増額を予定しているところでございます。

大里委員長 中原副委員長。

中原副委員長 説明ありがとうございます。これ指定管理を受けることによって、何か団体さんが大もうけされても困るわけですが、足りないというのは、ちょっと重大な問題ですよ。それで、指定管理料の増額を具体的に検討しているということ、で十分な額を検討していただきたいと要望しておきたいと思います。この場では、それから、もう一つ質問ですが、利用人数について私からもお尋ねしたいと思えます。

先ほど谷地委員から、コロナが終わってから回復してきてるとのことですが、利用人数はどれくらいかという内容の質問があったと思います。それで谷地委員がおっしゃるように、いただいている資料では、令和3年度以降の年間利用人数しか、ちょっと把握ができません。

それで、今、もしお手持ちでしたら、この前ですね、要はコロナ禍前に利用者の回復が見られているということですが、コロナ禍前の利用実績がどのようなものかということが、ちょっと分かりませんで、もしも、お手元に資料をお持ちでしたら、コロナ禍前、要は令和2年度より前の状況をお聞きしたいと。推測するのは年間5,000人台ぐらいが大体維持されてきたかなと思って聞いていたんですが、もし数について分かることがあれば、お聞きしたいと思えます。お願いします。

大里委員長 橋野課長。

橋野高齢福祉課長 ご参考までにということの前置きをさせていただいて、ちょっと古い数字になりますが、コロナ前ということで、例えばですが、平成28年、平成29年、平成30年は、大体5,600人ぐらいの平均利用がございました。令和7年度は、まだ、実績として上がっておりませんが、令和6年度の実績で言いますと5,200人弱、具体的には5,161という数字ですが、コロナ前と後につきましては、数字的には減ってるかと思えますが、いわゆる傾向としては元に戻ってると思っておりますし、先ほど谷地委員からのご質問にも答弁しましたが、本年度以降につきましては、また、コロナ前の人数になるやにも思っております。

し、また、それ以上を目標としてまいりたいと思っております。

大里委員長 よろしいでしょうか。

他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

大里委員長 これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

大里委員長 これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第57号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

大里委員長 満場一致であります。

よって、議案第57号は、本委員会において可決されました。

皆さん、午前中の審議はここで終了させていただきたいと思います。

再開は午後1時10分を予定しております。皆様よろしく申し上げます。

(午後 0時07分 休憩)

(午後 1時10分 再開)

大里委員長 皆様、お疲れさまです。午前中に引き続きまして、厚生委員会を再開させていただきます。

議案第59号、岬町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

ここで皆さん、ちょっと委員の皆さんにお諮りします。

第60号と同じような乳幼児通園支援事業の条例の制定がありますので、こちらのほうで制度についてもまとめて質疑していただいてもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

大里委員長 第59号のほうで制度等についても含めて質疑をお願いします。

すみません。午前中に堤課長のほうに退席いただいたのですが、その他案件でまた質疑等があるかもしれませんので、再度出席をお願いしております。ありがとうございます。お願いします。

続けます。本件については、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

大里委員長 それでは質疑ございますか。

奥野委員。

奥野委員 まず59号のほうで、これ趣旨として生後6か月から満3歳未満までの保育所に通っていない子どもを育てている家庭となっておりますが、タイトルに「乳児等」となっていますよね。その「等」というのはどういうことを指すのか。

そして60号でも、これ「特定乳児等」になってます。「特定」というのは、どういうものを特定されるのか、その2点お願いします。

大里委員長 中島課長。

中島子育て支援課長 奥野委員のご質問にお答えいたします。

まず1点目、「乳児等」の「等」についてですけれども、これが乳児と幼児、0歳が乳児、1～2歳を幼児というふうな形などということになっております。生後6か月から3歳未満までをひっくるめたものを「乳児等」という形で名称を付している形になります。

大里委員長 「特定乳幼児等」のほうは。

中島子育て支援課長 「特定」というタイトルがついてるものにつきましては、すみません。乳児等通園支援事業が児童福祉法に基づく基準になっておりまして、それとは別に、子ども・子育て支援法に基づく確認を行うための特定乳児という形になります。

大里委員長 よろしいでしょうか。奥野委員。

奥野委員 ありがとうございます。けれど何かよく分かってなくて。最初のほうは生後6か月から3歳未満を称して「等」ということのようにですが、そのあとの「特定」というのがもう一つ何か、それこそ特定する何かがあるのかなという解釈をするんですが。その子ども・子育て支援法に基づく特定ということで、もう少し、何か具体的に説明いただく内容はないですか。

大里委員長 中島課長。

中島子育て支援課長 奥野委員のご質問にお答えいたします。

まず、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準というのがですね、児

童福祉法に基づく認可を行う基準でございます。というのが、岬町の場合ですね、公立保育所が3所、それから教円幼稚園は今年度で廃園になりますが、認定こども園としての教円幼稚園と新制度に移行している海星幼稚園とかがございます。

私立の認定こども園で0～2歳児、誰でも通園制度の対象となる児童を預かっている施設がないですが、他市町村であれば民間の社会福祉法人さんが運営している認定こども園でありましたら、まず、市町村に認可の申請を行います。その認可の申請を行うに当たって、その認可の内容を基準を定めたものが、こちらの乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準となります。それが児童福祉法で定められているものです。

それから、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準というものが、子ども・子育て支援法に基づく確認を行う基準ということで、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準についてはですね、主に施設の面積要件であるとか、職員に関する事項というのが定められています。特定というものをつくる基準につきましては、主に利用者との面談であるとか、民間の園さんからの事業所の支払いの内容、それから利用定員、子どもさんの心身の状況の把握などをすることということで、実務の運用の内容についてを定めているのが、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準ということ済み分けをされてます。

大里委員長 よろしいですか。

他に質疑ございませんか。

谷地委員。

谷地委員 私のほうからも幾つかお伺いしたいことがございます。本件はね、こども誰でも通園制度、4月から本格実施されるものに伴う条例制定というところなんです、このこども誰でも通園制度、岬町としてどうしていくかという点について幾つかお伺いしたいと思います。

まず、そもそもが、このこども誰でも通園制度、これはどこの施設でとか、あとは開設の日時、利用料金、あとは利用時間の上限とかそういったものがね、国から一応基準的には示されてますが、各自治体独自で結構柔軟に設定できるようにもなってるのかとは認識していますが、この辺の運用面についても具体的に決まっているのかっていうところと、あとは、4月1日から本格実施となると当然対象となる利用者さんへの周知もこれからしていかなければいけないと思います

が、この周知については、どのように考えているのか、こちらについて、まず回答をお願いします。

大里委員長 中島課長。

中島子育て支援課長 まず本町におきましては、来年度4月から本格実施される誰でも通園制度についての実施場所については、子育て支援センターにて実施を予定しております。

それから、今現在、国で利用時間の上限が10時間を基本とするということで定められておりますので、岬町においてもこの一月10時間までということで検討しております。

それから、今現在も他市町村においては令和7年度試行事業という形でされてはいますが、1時間の利用料が300円という形で徴収されております。国のほうもですね、今現在7年度で実施されている各市町村の利用料金をそのまま引き継ぐような感じで検討されてるようですが、利用料金については、まだ国のほうで精査中ということで、今後、通達があるということでQAが出ておまして、現在では、8年度以降の本格実施の利用料は未定となっております。

それから、周知につきましては、利用料金等々まだ国の通知が細かな部分が出てきてない部分がありますので、4月スタートとなりますと3月頃からですね、利用申請受け付けていくことにはなりますが、国からの詳細な資料等が出てくるタイミングにもよりますが、できれば3月の岬だよりには広報させていただきたいです。それから、もちろんホームページ、あるいはLINE等での周知に努めていきたいと思っております。

大里委員長 谷地委員。

谷地委員 すみません。あと細かいところ申し訳ないですが、こども家庭庁のQAとかでも書かれているところで、キャンセルポリシーだとか、あとは利用定数だとか、その辺とかも今って決まってますかね。

大里委員長 中島課長。

中島子育て支援課長 利用定員につきましては、令和7年3月に策定をいたしました第3期の子どもとおとなも輝くプランの中で人数を目標に定めておまして、それが4名という形になりますので、本格実施される4月以降、岬町においての誰でも通園制度の定員については、4名を今現在検討しているところです。

キャンセルの取扱いについても、国のQAでは当日の午前0時を基準にということでのQAを見ているのですが、その取扱いの詳細についてはまだその他の事項を含め、国からの詳細資料を確認した上で検討していきたいと考えております。

大里委員長 谷地委員。

谷地委員 結構やはり国からのまだ詳細待ちというところがたくさんあるというところで、ちょっと、そこが決まらなとなかなか難しいのかというところで、とは言いつつも、4月からやらなければいけないということで、担当課としては大変かと思いますが、決まり次第、またちゃんと住民さんに丁寧に周知をしていただきたいと思います。

あと、このこども誰でも通園制度で、やはり、すごく懸念されているところが、やはり、今岬町も慢性的な保育士不足というところもあって、12月ぐらいからは、やはり、待機児童等々も途中入園に関しては発生してるとは聞いていますが、このこども誰でも通園制度開始されるに当たって、あとは保育士の数っていうところは大丈夫なのかという点と、あと、併せて新たに募集する予定があるのかどうか、回答をお願いします。

大里委員長 中島課長。

中島子育て支援課長 この誰でも通園制度につきましては、今現在出ているこの基準内におきまして、専らこの誰でも通園制度の専従職員を1人置きなさいと。子どもに対しての配置基準というのがありまして、それが0歳児に対しては3対1、それから1～2歳児に対して6対1と、保育所基準にほぼ準じた形の人員配置となっております。最低1人は専従でおく必要はあって、残り数によっては2人配置をしないといけない場合がありますが、その際は子育て支援センターのほうで抱き合わせて事業を予定をしておりますので、この子育て支援センターに配置されている保育士を、残りの1人で従事させることが可能ということで国の解釈が出ておりますので、専従で1人の雇用に向けた予算要求はしておりますので、その辺りは、また次年度の会計年度任用職員の募集の中で保育士を募集していくというところです。

大里委員長 谷地委員。

谷地委員 なるほど、来年度新たに1名、やっぱこのこども誰でも通園制度用に採用して、あとは現在の利用定数の4人というところにおいては、子育て支援セン

ターの保育士さんにカバーしていただきながらという点で、まずはそれで運用を開始するという、そういった認識でよろしいですか。はい、うなずいてらっしゃるので。はい、分かりました。

それと、こども誰でも通園制度、これが町外、実際には4人というところで、利用者さん固まった場合に、利用したくても利用できないという状況が想定されるかと思っていて、そういった場合に町外の施設をこども誰でも通園制度を活用して利用できると制度上なっていると思っていて、だけれども、それには、例えば近隣だと阪南市さんとか、そういった市町と協議や協定を結ぶ必要があるということになっています、この辺について、何か阪南市さんとかって協定、協定の協議とかってというのが進められてたりとかする予定はありますか。

大里委員長 中島課長。

中島子育て支援課長 谷地委員のご質問にお答えいたします。

すみません。私の認識としてはですね、今現在7年度の試行事業として行っている市町村については、国の補助事業として試行的に行っておりますので、7年度中に自分のお住まいの市町ではないところの誰でも通園制度を実施している市の誰でも通園制度を利用する場合については、協議協定が必要だということを認識しております、8年度からにつきましては、子ども・子育て支援法に基づく給付事業、全国一律事業になりますので、広域利用という形で協議が必要なく利用できるということで、今現在、国の資料では私のほうで読み込んでいるところで

大里委員長 谷地委員。

谷地委員 分かりました。すみません、QA読んで私の多分認識間違いだと思いますので。

ということは、町外のところも、もしも定員いっぱいだったら町外も利用できるという制度上は、分かりました。ありがとうございます。

あと、ずっとこのこども誰でも通園制度でいろいろ課題上がってた点として、いろいろな自治体が一時預かり、岬町も一時預かり制度を行っていますが、このすみ分けが結構難しいとは聞いていますが、岬町でもこの一時預かりとこのこども誰でも通園制度、このすみ分けは、こういった形で行う予定になっているのでしょうか。

あと、それと並行して、今、一時預かり無料クーポン毎年発行されてると思い

ますが、年に4枚。これについても、このこども誰でも通園制度実施に当たって、来年度以降どうする予定になっているのか、決まっていれば教えてください。

大里委員長 中島課長。

中島子育て支援課長 子育て支援センターの中で一時預かりと誰でも通園制度を2つ同じような事業が確かに走る見込みではなっていますが、そこでその違いは分かりにくいということは、重々承知しております。他市町村であれば、民間園で誰でも通園制度の認可を受けた上、定員対象余剰分を誰でも通園を受け入れるということであれば、保育所の中に誰でも通園制度があるんだ、それとプラス一時預かり事業があるということで、すみ分けが見た目で分かりやすいのですが、本町の場合、どうしても保育所の待機児童発生問題と、あと保育士、先ほどからおっしゃられるとおり、保育士不足の問題もありまして、子育て支援センターで一時預かり事業と誰でも通園制度をさせていただく前提がまずあります。

その中で、制度のすみ分けということですが、一時預かり事業がですね、週に数回の短時間労働や病院への通院やレスパイト、それから保護者の都合による利用であるのに対しまして、誰でも通園制度は、子どもの育ちを応援するために子どもが継続的に保育所などへ通園するという制度の違いがありまして、こども誰でも通園制度は、こども真ん中視点で実施される制度というところで、すみ分けを国の立てつけ上定められています。

もう一点、誰でも通園制度と一時預かり事業のすみ分けというのが、これも国からいつも説明を受ける中でお聞きするのが、誰でも通園制度が1時間単位で利用できる制度であって、一時預かり事業については、半日、1日単位というところで、時間と半日、1日の単位の違い、それから、誰でも通園制度が先ほども申し上げましたが、国の給付事業として制度化されるものであるものに対して、一時預かり事業というのは市町村の判断で実施する補助事業というところで、制度の立てつけが違うということで国から説明がある状況です。

もう一点ありまして、谷地委員からの一時預かりの無料クーポンの関係ですが、確かにご指摘のとおりですね、無料クーポンを実施してきた背景として事業の周知を図ることや利用促進を目的に令和5年度から本町において事業化してきております。一定利用促進につながったり、幅広い層に対して一時預かり事業の存在を周知できたことということについては、私ども認識しておりますが、この誰でも

も通園制度と一時預かり無料クーポンを継続すると、安い一時預かり事業に利用が集中するという事は課題として今現在認識しております。

ただ、この件につきましては、令和8年度予算案、今要求過程でございますので、その辺今後どう整理をつけるかというところは、3月までには詰めていきたいと考えております。

大里委員長 谷地委員。

谷地委員 そうですね。この一時預かりは、このクーポン配布したことによって利用者さんも結構数いらっしゃるって、実際に利用される方もすごい助かってるっていうところ、非常にいい取組だと思っています。けれども、これ2つの並行して動くことによって、利用者さんどっち使ったらいいんだろうとかって結構混乱されると思うので、並行して運用されるのであればその違いとか、対象者さんによっては、やっぱり混在したときに、いや、それ一時預かりじゃなくて、こども誰でも通園制度、こっちを利用した方がいいですという、どっちを利用したほうが利用者さんにとっていいのかという、その辺とかもいろいろアドバイスしていただいた方がいいのかと思いますので、その辺は今後無料クーポンをどうするかとか、その辺の兼ね合いも含めながら、きっちり住民さんにも分かりやすい形で周知してもらおうように、これお願いします。

最後に、里帰り出産で帰ってらっしゃる方、実際には住民票は岬町になくて、里帰り半年とか、そういった期間だけ岬町に来られる方、こういった方も、同じようにこども誰でも通園制度を利用できるという認識でよろしいのでしょうか。

大里委員長 中島課長。

中島子育て支援課長 谷地委員お見込みのとおりですね、里帰り出産等での誰でも通園制度が利用できるというふうなお話で、国から説明をお聞きしております。

大里委員長 谷地委員。

谷地委員 特に、実際に住んでらっしゃる市町での手続とかそういったところも特になく、普通にもう申し込んで利用できるような、そういったものになるんですかね。

大里委員長 中島課長。

中島子育て支援課長 詳細な手続の内容についてはまだ見えてない部分もございますが、今現在把握してる状況でございますと、例えばA市にお住まいの方が岬町に里帰り出産で帰ってこられた際に、現在もう生まれているお子さんについて、誰でも通

園制度岬町の子育て支援センターで受けられた場合については、A市のほうから岬町のほうへ必要な負担額をお支払いいただくという制度が考えられている状況になっております。

大里委員長 谷地委員。

谷地委員 特に、利用者さん自体が何か役場に何か手続とか、そういったものは特に必要ない。

大里委員長 中島課長。

中島子育て支援課長 すみません。ちょっと先ほどの質問に答え切れなかった部分がございまして申し訳ありません。利用者様としましては、お住まいの市町村のほうにこの誰でも通園制度の利用申請をしていただいて、その利用ができる手続を経た後は、その利用確認、受ける側の市町のほうで、その方が受けれる方かどうか確認をして、誰でも通園制度を受けていただくという形になります。

大里委員長 谷地委員。

谷地委員 はい、分かりました。結構ね、毎年今、そんなに多くはないですが、私もたまに相談もらったりとかして、里帰り出産で保育所とかの一時預かり利用したいんだけどっていうことがあるので、恐らく来年度以降も問合せがあると思うので、そういった方にきっちりと説明していただくようにまたお願いします。

大里委員長 他に質疑ございませんか。

坂原委員。

坂原委員 制度自体が分かってないところがあるので、その辺から確認したいのんですが。この参考資料に「終了要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる」とありますが、この「柔軟に」という意味は、ほかにどんなことを考えていますか。「柔軟に」というのはあるけど、これ時間単位のことでもいいのかな。要は、通常の保育所と違う、違いというか、ちょっとイメージ湧いてないので、どういうふうにイメージしたらいいのかということですが。

すみません。回答はなるべくゆっくりしゃべってくださいね。よく聞き取らないので、ゆっくりお願いします。

大里委員長 中島課長。

中島子育て支援課長 「柔軟に」というところですが、こちらについては、誰でも通園制度を平日の朝9時から夕方の5時までの間を受け入れる予定をしております、

その間、時間帯を保護者の希望に沿った形の時間帯を柔軟に受け入れるという意味合いでございます。

大里委員長 坂原委員。

坂原委員 それは、毎日でもええということなんですかね。

大里委員長 中島課長。

中島子育て支援課長 坂原委員のご質問にお答えいたします。

委員おっしゃるとおり、毎日でも構いませんけれども、一応国の制度設計が一月10時間までという形になっておりますので、例えば月曜日から金曜日までを1時間ずつご利用された場合については、2週間までしか1か月利用できないという制度設計になっております。

大里委員長 坂原委員。

坂原委員 一月10時間っていう縛りがあるんですね。なるほど。

先ほど、子育て支援センターで4名というふうに言ってましたが、その4名というのは、もうこれはこちらで定員を決めてそれ以外は受けられないという、そういう意味の定員なんですか。

大里委員長 中島課長。

中島子育て支援課長 定員をですね、一旦令和8年度4月スタートについては4名、その4名の根拠は何かといいますと、先ほど他の委員からの質問からもありましたが、第3期の子どもとおとなも輝くプランの中で、8年度スタートするときは4名ぐらいの見込みだろうということで見込み量を出しておりますので、まず一旦、4名という形でスタートさせていただきます。

4名と定員を定めた以上は、それを変更しない限りですね、4名以上の受入れは不可だということで、今、国のほうのQAでは確認をしておりますので、制度スタートしてですね、利用状況等々鑑みて、その定員ではなかなかご利用者様のご利用にお答えできないという場合がございますら、また利用定員の変更を検討したりさせていただきたいと考えております。

大里委員長 坂原委員。

坂原委員 今現状でも子育て支援センターで一時預かりはやってますよね。その違いは何ですか。ちょっと制度よく分かってないから変な質問かもしれませんが、教えてください。

大里委員長 中島課長。

中島子育て支援課長 一時預かり事業は、保護者、先ほども別のご質問でお答えしましたが、保護者の方の短時間労働とか病院への送迎とか、レスパイト、保護者の子どもが家で見れなというような都合のときにご利用いただくのが一時預かり事業となっておりまして、それとは異なって、こども誰でも通園制度っていうのは、保護者のニーズではなくて子どもが利用できる権利というところで利用できる制度となっております。

大里委員長 坂原委員。

坂原委員 これを利用する場合は当日でもいいわけですか。その辺の運用はもう定まっています。

大里委員長 中島課長。

中島子育て支援課長 今、現時点ではそこまでの詳細についてはまだ検討できておらず、今後、また検討させていただきたいと思っております。

大里委員長 坂原委員。

坂原委員 先ほど言っはった4名というのは、今のところ見込みとしても4名だろうというふうに、対象者が4名になるだろうということでもいいんですかね。

大里委員長 中島課長。

中島子育て支援課長 今時点で1日ですね、最大4名程度の申込み利用だろうというところで見込んでおります。

大里委員長 坂原委員。

坂原委員 分かりました。国が初めてやることなんで、担当課の初めてのことやからね。いろいろやりながら、具体的になってくるところも思いますが、利用者、利用しようとする人にとっても、これはありがたい制度ですね。なので、その辺しっかりやってあげてほしいと思います。

あと、今、谷地委員からもありましたけど、周知方法ですね、それはもう今見込みで分かってるから、その人たちにも直にちょうど連絡することですかね。その周知方法をもう一度、教えてもらいます、どうやって周知するか。

大里委員長 中島課長。

中島子育て支援課長 周知方法につきましては、今現在岬町として広報ツールである岬だよりであるとかですね、LINE、ホームページっていうのはもちろんのこと、

今おっしゃられたとおり、個別に分かってるだろう利用者への個別の通知っていうのは一応現在考えてはいいませんが、またこの後、その辺行き届かないということが考えられるだろうとか、そういったところをしたほうがより丁寧だというところ、また検討させていただいて、もし必要であれば、個別通知というところも事前に実施させていただきたいと考えております。

大里委員長 坂原委員。

坂原委員 担当課にすれば、また新たな業務が増えて大変ですが、利用者にとっては大変助かるいい制度かな、仕組みかと思うので、丁寧に進めていってほしいと思います。それで、制度的なことを言うと、さっきも説明あったと思いますが、少しよく分からなかったので、「特定」というのは何を指すのかっていう、それをもう一度説明してほしいです。

大里委員長 中島課長。

中島子育て支援課長 乳児等通園支援事業と特定乳児通園支援事業の違いっていいのですが、まず、児童福祉法にぶら下がっているのが乳児等通園支援事業、それから、子ども・子育て支援法からぶら下がっているのが特定乳児等通園支援事業ということにして、事業の中身については、あくまでこども誰でも通園制度のことを指します。

ただ、設備や職員配置などのことについては児童福祉法の中で見るというところで、特定がつかない乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準が定められており、その他ですね、利用者との面談であるとか、利用者の心身の状況の把握であるとか職員体制のこと、運用に関することについてが、子ども・子育て支援法に基づく頭に「特定」がつく乳児等通園支援事業の基準ということで、すみ分けがされております。

大里委員長 よろしいですか。

法律が2本あって、それによって呼び名が若干違うという解釈かと思いますが。他に質疑ございませんでしょうか。

中原副委員長。

中原副委員長 今いろいろ委員の皆さんから質疑がありまして、それを聞いた上でお尋ねしますが、そもそもこのこども誰でも通園制度と一時預かり制度の違いが、私にはやはりよく分からないんですよ。先ほどの答弁からしますとね、一時預かりに

については、保護者のためといったような印象を受けますが、もう一方のこども誰でも通園制度は、子どものためみたいな説明を、これ、国会でもそうなんです。子どもの権利というのですが、0歳から3歳までがどうやって権利を主張するのだろうか。もちろん、おもちゃの取り合いして権利を主張し合ってますよ、子どもたちは。ですが、自分がどの施設に行きたいとかですね、どこで過ごしたいとかですね、そんなことをいろいろなこの制度を知ってですね「私は一時預かり制度で預けてほしいわ」なんて言わないじゃないですか。それ決めるのは結局保護者なんですよ。

だから、どっちも結局は、もちろん子どもの育ちのためというのは、もうどっちにも当然であって、なおかつ、保護者のためでもあるということに変わらない。どちらも同じような目的なように私は感じていますが、その点は、いかがでしょうか。こんなこと聞かれたら答えにくいかもしれないですが、どう思います、担当課として。

大里委員長 中島課長。

中島子育て支援課長 現在岬町のほうでは、既に補助事業である一時預かり事業を実施しております、この誰でも通園制度という制度が今後できてくるんだということで、数年前から国のほうから度々数度にわたって説明会とかあってお聞きはしてたんですけども、担当課としても、説明は、そういったこども誰でも通園制度は権利だ、一時預かりは親の都合によりということで説明はさせていただけるんですけども、実際のところ、なかなかその制度の違いを明確にこうだというところは、私どもも疑問に感じる場所があるのが現状です。

大里委員長 中原副委員長。

中原副委員長 答えにくいことを聞いて、お答えいただいてありがとうございます。

そうだと思います。私はね、一時預かりの制度が岬町でも非常に定着をしてきて、先ほどご指摘のあった無料のクーポンだとかも活用されながら、この制度として定着し、充実していつているというのが既にあるんだから、これをさらに充実させれば、このこども誰でも通園制度なんか別に要らないと思っています。国がちょっと勝手に決めたことやから、担当課としてやらざるを得ないということで仕方ないことなんだということは理解しますがね。私はこのこども誰でも通園制度そのものに反対なんですよ。

さっきいろいろ聞いていたら、まだ国からきちんと指示がないということで、町としても決められないことがたくさんありますよね。非常に無理があると思いますね。そういう限界はあるとしてもですね、分かる範囲でお答えいただければなど。今制度として、岬町ではこうしようということを決めてるとか、そういうことがあればお聞きをしたいと思いますが。

私もね、やはり一時預かりとのすみ分けが、少しよく分からないというか、逆に、私は一時預かりが制限されることにならないかなという心配を1つ持っているんです。一時預かりも1日上限4人でしたかね、そういうふうにして、それに足る保育士も支援センターで確保しているという状況にあって運用されている。そこにまた1人、さらに雇うとはいえですね、こっちも上限が4人やということになってくると、上限って一応設けてるけど、お断りをしないといけないみたいなことになってくることはないのでしょうか。ちょっとそれが現実問題として1つ心配に思いますが、いかがでしょうか。

大里委員長 中島課長。

中島子育て支援課長 副委員長おっしゃられたとおり、一時預かり事業も今定員4名という形で利用を受け入れております。それから、誰でも通園制度につきましても4名で、合わせれば8名の方を1日最大支援センターのほうで子どもを預かる見込みになりますが、今現在、一時預かり事業の担当として保育士を雇用、会計年度でしている部分と、それから、誰でも通園制度で保育士を雇用する部分の方が予定をしておりますので、定員以上の同じ日に同じ時間帯に申込み希望があった場合については、お断りをしないといけないことが発生するということは見込んでおります。

ただ、その4名以内、例えば一時預かり事業4名、その日同じ日に受け入れて、別途誰でも通園制度でも4名受け入れる8名マックスを受け入れることを断るということは、感染症等によって保育士が例えばその日出勤ができないとか、そういう交通遮断とかそういう影響はない場合を除けば、提供を拒否することはないですし、一応国の基準でも「提供拒否の禁止」という項目が基準に設けられてございますので、それに遵守した形で事業をしていきたいと考えております。

大里委員長 中原副委員長。

中原副委員長 ということは、最大1日に、1日というか同じ時間帯に8人の子どもた

ちを受け入れることは可能だということなんですね。うなずいておられるので、それは結構です。一時預かりのね、利用制限とかになっていかないかということが気になっていたのも、そういう体制を整えると。ただ、もしそういう状況になったら、現場は物すごい大変でしょうね。それはそれで現場の保育士さんには無理はかかるということになるだろうなという、過剰な負担がかからないようにしていただきたいなと思います。

それで、改めてお尋ねしますが、今回その岬町でやろうとしている誰でも通園制度については、制度上の位置づけとしては、いわゆる一般型の専用室があるという位置づけになりますか。それとも専用室なし、それが一般型でない幾つかありますね、何とか型ってね、どういう位置づけで設置をしようとお考えなのかお聞きしてもいいですか。

大里委員長 中島課長。

中島子育て支援課長 まず、岬町の誰でも通園制度につきましては、一般型ですね、施設の空き定員にかかわらず一定数の子どもを受け入れるというところでの4名ということになります。余剰活用型っていうのは、認定こども園等の定員に対してまだ余裕がある部分について、定員までに至るまでの数についてを受け入れるものになりますので、それは認定こども園とか保育所での事業形態ということで認識しております。ですので、専用施設というか一時預かり事業のお部屋と一緒にするんですが、一般型施設の空きの定員にかかわらず実施する一定数の子どもを受け入れる一般型事業として実施を考えております。

大里委員長 中原副委員長。

中原副委員長 分かりました。

今どういう形でというのをお聞きしたのは、専用室どうするのかなと思いましたが、今一時預かりの預かりで一応一時預かりの部屋っていうふうに決めてる部屋がありますから、そこで、このこども誰でも通園制度を利用するこどももそこで一緒にいうことですね。それが気になっていたものですから、分かりました。

それから、この一時預かりと誰でも通園制度との関係は、さっきからいろいろ質疑が出ておりますが、併用も可なんでしょうか。併用っていうとちょっと変な言い方ですが、1日のうちに最初の何時間はこども誰でも通園制度使えます。後半は一時預かり使えますとか、そういう1日の間に、ある時間までは誰通、ある

時間までは一時預かり、そんな理由も可能なのでしょうか。

大里委員長 中島課長。

中島子育て支援課長 副委員長 ご質問いただいたとおり、例えば午前9時から11時までを誰でも通園制度を2時間利用をした後ですね、その後、半日、一時預かり事業という形で同日で別の事業を2つを利用するという事は可能だということで認識しております。

大里委員長 中原副委員長。

中原副委員長 そうだと思います。そうなってくると、余計に一時預かり事業と誰でも通園制度との違いが分からないというか、実際に提供される中身は同じだということと思いながら聞いておりました。

それから、制度設計のまだ途中のようですが、これは利用の前に保護者との面談が必須ということになってますね。岬町でもそのようになさるというお考えでいいのか。

あとは、事前に親子通園なんかもう推奨すると、保護者にお勧めするというようなことも書かれておりますが、誰でも通園制度のいろいろな資料を見ますとね、その辺についてはどんなふうにしていくお考えか、もしお決まりでしたらお聞きしたいと思います。

大里委員長 中島課長。

中島子育て支援課長 利用に当たりましては、国の基準でも事前に面談をすることということで記載がございます。これは必須ということでされておりますので、我々もそれに準じて事前に利用までには、その子どもか保護者含めて面談を実施することと予定しております。

それから、親子登園についても、国の資料見てますとございますが、国のほうは、それが長続きしないような形での利用をするようなことを申しておりますので、やはり子どもと親御さんが入れた環境での誰でも通園制度っていうのを、先は見据えてするべきだろうというところで、数回親子登園はしていただいても構わないのですが、慣れてきた頃には、やはり子どもさんだけを誰でも通園制度としてお預かりしていくようには、運用では現場で対応していただくことを検討しております。

大里委員長 中原副委員長。

中原副委員長 子育て支援センターはですね、遊びに行ったら親子通園みたいな感じになりますよね。なので、考えられるのは、普段から子育て支援センターに親子で遊びに来ていて、親御さんの事情だとか、あと休養のために使っていたらいいのかなって、制度利用されたらいいのかなと思います。分かりました。

これは3月には、3月の岬だよりは、何か周知をするとさっき言ってたと思いますが、岬だよりは載せるにはもうちょっと前の結構早い時期に固めないといけないでしょうね、原稿載せるためにね。岬だよりはあまりスペース取って細かいことを書くっていうわけにもいかないのかなとは思いますが、制度そのものをどういう、岬町としての実施、例えば要綱とか定めますね、恐らくね。そういうのが定まったらぜひ議会にお知らせいただきたいと思いますが、それはお願いしてもよろしいでしょうか。

大里委員長 中島課長。

中島子育て支援課長 実施要綱等個別の事業の運営についてのまとめたものについては、3月になってからとは思っていますが、定め次第、また議員の皆様にご周知させていただきたいと思っております。

大里委員長 よろしいでしょうか。

中原副委員長。

中原副委員長 細かい点ですね、利用状況によっては給食を食べていただくということあるかなと思うんですけど、一時預かりの給食のとき1食当たり226円ということになってますが、それと同じ利用料というふうにお考えでしょうか。

大里委員長 中島課長。

中島子育て支援課長 今、委員のほうからおっしゃられたとおり、一時預かり事業について給食代226円を徴収しておりますので、もし、誰でも通園制度でお昼時間帯をまたいでご利用される方で給食の希望がございましたら、一時預かり事業と同じ単価での提供を予定しております。

大里委員長 中原副委員長。

中原副委員長 それから、先ほど併用利用の話をしてしまいましたが、一時預かりの単価、時間単価ですね。と、誰でも通園制度利用の時間単価、これ違いが出てくる場合どのようになさいますか。それから違いが出ないように利用料を設定しようとお考えなのか、どうですか。

大里委員長 中島課長。

中島子育て支援課長 誰でも通園制度のですね、今現在7年度試行事業されている市町村におかれましては1時間300円という形で国からもありましたので、利用単価1時間300円となっております。岬町の一時預かり事業というのが、1歳～3歳、半日が1,000円、4時間1,000円なので、1時間あたりに割り戻しますと250円になりますので、一時預かりのほうが利用料が安いというのが現状でございます。

ただ、先ほども答弁の中でありましたとおり、その1時間当たりの利用料というのが300円でいくということが、まだ国も明示されておりませんので、その辺り事業開始までに国から示される1時間当たりの利用料と、この一時預かり事業の1時間当たり割り戻した単価と見比べてどうするかというあたりは、また庁内で検討させていただいて制度間の調整といいますか、保護者、利用者にとって偏りが出ないような形で事業を検討していきたいと担当課としては考えております。

大里委員長 中原副委員長。

中原副委員長 まあちょっとこれからの検討ということと、それから保護者の負担のことにも配慮される言葉がありましたが、ずれが出たときに、高いほうに合わせるということはしないようにしていただきたいと思います。要は、一時預かりの単価を上げるとね、こども誰でも通園制度と同じにするとしたら高くなるということであれば、それを理由に引き上げるというようなことはしないようにしていただきたいと、これは要望しておきたいと思います。

大里委員長 他に質疑ございませんか。

谷地委員。

谷地委員 すみません、私のほうから追加で教えていただきたいのですが。確かに子どもを預かっていただくという点で、その制度のつくられた背景とか、そういったところ全然違うのか、そこには違いあるけれども、利用者さんとしてあまり分かりづらい部分かと思いますが、一番大きな私の違いの認識として、一時預かりは、申請するときやはり、一時預かりを必要な理由というところを書かなければいけないと思っていて、こども誰でも通園制度は、そういった理由を特に求められてないというところだと思うんですね。となったときに、今回はやっぱり併用

が発生してきたときに、多分両方の申請、こども誰でも通園制度がこういった申請方式になるのかって、坂原委員のほうからも、事前申請いつまでっていうところが、今一時預かり設定されてますが、併用となった瞬間に両方の多分申請が必要になってくるようになると思うんですね。この辺って申請、併用するときとかっていうのは、これからかもしれないですが、こういった申請方法になるのかというところって、何かお考えになってますかね。

あともう一点、あとは、これ国の事業なので、その対象経費は国の補助が入ると思っていて、町独自の一時預かりは町負担ですが、こども誰でも通園制度というのは国からの補助が入るので、この補助対象経費は、これって今こういったところになるか、分かっている範囲で教えていただきたいです。

大里委員長 中島課長。

中島子育て支援課長 併用利用につきましては、制度はやっぱり一時預かりが補助事業というところと、誰でも通園制度が給付事業、国の制度になりますので、事業の母体が異なるというところで、申請はそれぞれ必要になるということで見えております。

ただ、様式等については、また今後、国から示されてくるものかとは思っておりますので、ですから、申請については2件いただくような形でご負担にはなるかと思いますが、制度の違いというところでは申請はいただかないと致し方がないのかと思っております。

それから、こども誰でも通園制度については、国の事業で補助があるというところですが、この補助の額も今まだ未定なところがございます。ただ、今現在試行的にされている市町村での補助というのがありまして、それが0歳児で1時間当たり1,300円、それから1歳児が1,100円、2歳児が900円の補助基準という形になっております。ですので、8年度以降についてはまだこの後、国から示されてくるという状況です。

大里委員長 よろしいですか。

他に質疑ございませんか。

中原副委員長。

中原副委員長 すみません。ちょっと今のやり取りで、国の補助の問題なんですけど、一時預かりには国の補助って一切入ってなかったでしたかね。何か入ってると思って

いましたが、一時預かり事業は。

大里委員長 中島課長。

中島子育て支援課長 一時預かり事業につきましては、子ども・子育て支援法に基づく補助事業という形で、子ども・子育て支援交付金の中で一時預かり事業の補助金がございます。それが国3分の1、府3分の1、町持ち出し3分の1という形になっておりますので、今現在一時預かり事業に従事していただいている会計年度任用職員のお給料等に充てさせていただいております。

大里委員長 中原副委員長。

中原副委員長 こども誰でも通園制度の補助の額についても、先行している自治体からは非常に少ないと言われてますよね。来年度以降どうなるのかということは分かりませんが、その点については、国に対していろいろなことで要望はされてると思いますが、この事業も始めていかざるを得ないということになった場合にですね、やはり、予算の拡充等も含めて求めていく必要があるのではないかと。私はそもそも「こんな制度義務にせんといて」って言われた方がいいと思いますけどね。ちょっと補助金の話になったのでね、それをふと思ったので発言させていただきました。

1個質問忘れてたことがあって、保険もあれかな、保護者負担ですかね。一時預かりのときはね、利用する前に年間の保険料って必要ですけど、この誰でも通園制度についても同様でしょうか。

大里委員長 中島課長。

中島子育て支援課長 委員お見込みのとおりですね、一時預かり事業におきましても保険に入らせていただいておりますので、こども誰でも通園制度においても同じ保険で、すみません、金額は誤ってたら後ほど訂正をさせていただきますが、800円の保険料の保険に加入をしていただく見込みとなっております。

大里委員長 よろしいですか。

中原副委員長 それでは、大里委員長がご質問されますので、私のほうで司会進行を務めます。

大里委員長、どうぞ。

大里委員長 ほぼ皆さん聞いていただいてなくなりましたが、一時預かり、子育て誰でも通園制度、両方が同じ施設で併用されるということ。定員が4名と4名ということな

んですが、これ、誰でも通園制度、6か月から入園できる、一時預かり1歳からできる、これ1歳児が4名、6か月児が4名の極端な話だけどそういう場合でも対応は可能なんではないでしょうか。

中原副委員長 答弁。

中島子育て支援課長 0歳6か月児が4名、それから1歳児が4名での8名でも対応が可能です。

中原副委員長 大里委員長。

大里委員長 どちらかがどちらかを犠牲にするような形ないように、対応をお願いします。

中原副委員長 それでは、進行を戻したいと思います。

大里委員長 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

大里委員長 これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

中原副委員長。賛成ですか、反対ですか。

中原副委員長 賛成ではないです。

議案第59号、こども誰でも通園制度の導入に当たってですね、いろいろ聞かせていただいたところであります。質疑の中でも申し上げましたけれども、私はそもそもこの制度は必要がないというふうに思っています。定着をしている一時預かりの制度に不十分さがあるとするれば、それをさらに拡充すればいいだけのことだと思っておりますので、反対はいたします。

国が勝手に決めてですね、勝手に地方に押しつけてきてですね。担当課もたまったもんじゃないと、新しい制度を開始するだけでも大変なのに、そこに利用料も発生しますし、いろいろな仕組みづくりも市町村で定めなければならないところからお気の毒なことだと思っております。

そもそもですね、このこども誰でも通園制度は、一時預かりと一緒に、保育環境といいますか、職員の配置基準、専門家の配置基準で言いますと、低いです。2人職員がいたら保育士は1人でいいということになってるわけですよ。そういう点でも制度上もともと問題があります。岬町の場合は、かなり手厚く子育て支援センターにも専門職、保育士をきちんと配置をされておりますが、制度その

ものも、私は多くの問題があると考えています。

幾つも制度の問題と思われることはありますが、例えばですね、利用できる子どもの対象は6か月以上、満3歳まで、3歳になった途端に通えなくなるのですよ。例えば定期的に毎週2.5時間、毎月のように通っていたところに、3歳になった途端に行けなくなるとかね。何かせつかくそれで生活リズムができていのに、それが乱れるということも考えられますし、この制度そのものに私は重大な問題があると、0～2歳という最も慎重な対応が求められる子どもの生育過程において、重大事故にもつながりかねないというふうに制度そのものに私は大きな不安を感じますので、この導入について反対いたします。

大里委員長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

大里委員長 なければ、これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第59号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

大里委員長 賛成多数であります。

よって、議案第59号は、本委員会において可決されました。

続きまして、議案第60号、岬町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

本件については、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

この件について質疑ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

大里委員長 先ほど皆さんたつぷりと聞いていただいているので、なければこれで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございますか。賛成ですか、反対ですか。

中原副委員長。

中原副委員長 議案第60号についても、先ほどの59号と同様の理由で反対いたします。

大里委員長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

大里委員長 これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第60号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

大里委員長 挙手多数であります。

よって、議案第60号は、本委員会において可決されました。

続きまして、議案第62号、岬町手数料条例の一部改正についてを議題とします。

本件については、本議会で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

(「異議なし」の声あり)

大里委員長 それでは、質疑ございませんか。

中原副委員長。

中原副委員長 今回の提案はですね、指定居宅介護支援事業者による指定介護予防支援事業者の指定申請が可能となったということなんですね。健康保険法等の一部を改正する法律による介護保険法の一部改正。何か見て健康保険法なんか介護保険法なんかどちらなんやろうとか思って見ていたんですけど。

中身については、要するに、要介護の方が介護保険のサービスを受ける場合に、ケアプランを立ててもらおう。そのケアプランなんかを作成してくださるところが指定居宅介護支援事業者だということですよ。そういう事業所があると。

もう一方で、介護予防支援事業者というのは、介護予防ということですので、要支援の方のケアプランをつくる場所。岬町でいったら今社会福祉協議会に委託しているということかなというふうに理解してるんですけど、この文面の読み方が、まずよく分からなくて、指定居宅介護支援事業者による指定介護予防支援事業者の指定申請っていうことは、居宅介護支援事業者が介護予防支援事業者の指定を重ねて取ると、そういうことを言っているんですよ。その逆はないんで

すか。その点お聞きしていいですか。

大里委員長 橋野課長。

橋野高齢福祉課長 ご質問いただきました内容は、指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を取ることは可能だけれども、その逆、つまり指定介護予防支援事業者が指定居宅介護支援事業者の指定を取ることが可能かどうかというご質問だと理解しておりますけれども、それはできませんので、具体的な例で言いますと、岬町の社協地域包括支援センターは指定介護予防支援事業者ですけれども、要介護のケアプランを立てる指定居宅介護支援事業者の指定を受けることはできません。

大里委員長 中原副委員長。

中原副委員長 何でそんなことになるんですか。

大里委員長 橋野課長。

橋野高齢福祉課長 従来、いわゆる要介護の方のケアプランを立てるのは、指定居宅介護支援事業者でございました。一方で、要支援の方のケアプランを立てるのは、指定介護予防支援事業者でした。この法改正、令和6年4月1日施行の介護保険法一部改正によりまして、その改正の内容の中で、従来介護、要介護の方のケアプランを担当しております指定居宅介護支援事業者が要支援の方のケアプランを立てる指定介護予防支援事業者の指定を受けることができたという改正の内容になっておりますので、従来の介護の担当をしておりました事業者が、今度は要支援の方も担当できるようになった法改正になっております。

大里委員長 中原副委員長。

中原副委員長 いや、それは何でなんかなってという素朴な疑問でね、おっしゃってることは分かります。要介護の、いわゆるね、よくケアプランセンターとかいってね、ある事業所、要介護の方のケアプランを立てる事業所が、地域包括支援センターがやってるような要支援の方のケアプランを立てる事業所としても登録できるようになりますよと、それは分かるんですよ。

ほんなら例えばその逆でね、地域包括支援センターが、要介護の方のプランも立てれるようになるということになればんのかなという素朴な疑問ですが、それはよく分からないっていうことでしょうか。法律としてそないなから提案してるっていうのは分かりますが、なんでその逆がないのかなって思っただけで、

提案の中身とあんまり関係ないんで別にいいです。

例規に書いてあるのは分かってます。はい。2万円要ったところ1万円で済むっていうね。いやそれは分かってるんですけどね。これは上位法の改定時の議論に関わるかもしれませんので、もし分かったらなと思った程度のことなんです。構いません。

それで、続いてお尋ねします。

それぞれ、この指定居宅介護支援事業者と指定介護予防支援事業者は、町内に幾つずつありますか。

大里委員長 橋野課長。

橋野高齢福祉課長 現在、指定居宅介護支援事業者は、町内に8か所ございます。

続いて、指定介護予防支援事業者につきましては、町内に2か所でございます。

大里委員長 中原副委員長。

中原副委員長 参考までにお尋ねしますが、地域包括支援センター、社協に委託をしている、ここで全ての要支援の方のケアプランは作成しておられないと思います。よそに出していると、そのよそってというのが、今言ったもう1か所ということになるのかな。それとも町外とかもあり得るのかもしれませんが、その辺も参考までにお聞きできたらと思います。

大里委員長 橋野課長。

橋野高齢福祉課長 現在、岬町社協地域包括支援センターが直接ケアプランを担当している場合と、包括支援センターから居宅介護支援事業所に委託している場合と、あとは法改正によりまして、直接指定を受けて介護予防支援を行っている事業所とが現在ございます。

大里委員長 よろしいですか。

中原副委員長。

中原副委員長 また、詳細は個別にお聞きしようと思います。ありがとうございました。

大里委員長 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

大里委員長 なければ、これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

中原副委員長、賛成ですか、反対ですか。

反対の方の討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

大里委員長 なければ、中原副委員長。

中原副委員長 この提案はですね、指定の申請の折に手数料が、これまででしたらどうか、2つ別々に申請をしたら1万円ずつかかるところが、2つ一遍に申請をする
と1万円で済むと。事業所にとっての負担を軽減するものでありますので、反対
はいたしません。

しかしながら、この背景にある全世代対応型の持続可能な社会保障制度という
やつですね。提案理由に書かれておりますけれども、この制度の全体的な考え方
としては、高齢者と現役世代の世代間の分断をあおるものだと考えておりますの
で、そういう考えをてこに、高齢者の医療費の負担を増やしたりですね、これま
でもしているし、これからもしていこうとしている考え方が背景にあるというこ
とについては、岬町としても警戒心を持ちつつ、国の制度改定ですから対応をし
ていっていただきたいと要望しておきます。

大里委員長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

大里委員長 なければ、これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第62号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めま
す。

(挙手全員)

大里委員長 満場一致であります。

よって、議案第62号は、本委員会において可決されました。

本委員会に付託を受けました議案7件については、全て議了しました。

続いて、案件2、その他に入ります。

その他で本委員会所管の事項で何かございませんか。

大里委員長 谷地委員。

谷地委員 この厚生委員会所管のことで1件お話があります。

ごみの出し方、分け方、出し方の冊子があると思いますが、岬町でつくってる。

今年度までにごみ関係でいろいろ多分仕組みが変更されてると思うんですね。例えば雑紙を新たに回収し出したりとか、あとは最近であったリチウムイオン電池、これを町で回収しますとか、あとは廃食油とか、そういった内容が、以前ごみ出しの冊子をつくったときから変わってる部分があって、岬日より等々ではね、住民さんに周知はしていただいていると思うんですけども、やはり、ひとつのまとまった冊子に情報をきちんと全て入ってるほうが、住民さんも見やすいと思いますし、実際に毎日ごみの出し方についてはね、各担当課にも問合せが来てると思いますので、次年度以降に、このごみの出し方、これまでね新しく増えた仕組みとかも、また追加した形で更新されたほうがいいと思うので、要望にはなるんですが、冊子の更新をしていただきたいと思うので、また検討をお願いします。これ要望です。

あともう一点、資源ごみの収集した売却収入の件ですが、やはり、リサイクルの促進という観点から、自治体によってはホームページとかで結構定期的に情報を公開して、住民さんに周知をしてるっていうことをされてます。実際に、住民さんも資源ごみ出すように協力するに当たって、その後も効果が見えたほうが、より積極的に取り組んでくれるかと思うので、これについても、もし可能であれば、数字的などころはね、担当課のほう把握されてると思うので、ホームページ等々で公開して、また公式LINEとかで、日々今月の収入こうでしたと発信してもらえたら、より住民さんもその辺見える化されていいかと思うので、こちらも要望になります。

大里委員長 要望ですけど、回答大丈夫ですか。

竹原課長。

竹原生活環境課長 ごみの出し方の冊子につきましては、谷地委員のおっしゃるように、来年度以降、できるだけ早い時期に改定をさせていただきたいと思います。

あと、資源ごみのホームページでの掲載ですが、こちらでもできるだけ早い時期にホームページで掲載し、住民の皆さまに周知させていただきたいと考えております。

大里委員長 谷地委員。

谷地委員 本当にすごくて、いろいろな取組、ごみ関係で本当に最近積極的にやられているので、やはり、住民さんに知ってもらったほうがすごくいいと思うので、せつ

かくやってることなので、ぜひお願いします。

大里委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

大里委員長 なければ、本日の審査経過並びに結果については、次の本会議において委員長報告を行いますので、委員の皆様のご協力をお願い申し上げます。

これで厚生委員会を閉会します。

(午後 2時25分 閉会)

以上の記録が本町議会第4回定例会付託委員会の会議のてんまつに相違ないことを記
するため、ここに署名する。

令和7年12月10日

岬町議会

委 員 長 大 里 武 智